

第 1 回世羅町議会定例会会議録

令和 6 年 3 月 1 日
第 1 日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和6年 第1回世羅町議会定例会 (第1号)

令和6年3月1日

午前9時00分開会

於：世羅町役場議場

- | | | |
|------|--------|---|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | 報告第2号 | 損害賠償に係る和解及び損賠賠償の額の決定について |
| 第 4 | 同意第1号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 5 | 議案第4号 | 令和5年度世羅町一般会計補正予算 (第8号) |
| 第 6 | 議案第5号 | 令和5年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号) |
| 第 7 | 議案第6号 | 令和5年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算
(第4号) |
| 第 8 | 議案第7号 | 令和5年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第3号) |
| 第 9 | 議案第8号 | 令和5年度世羅町公共下水道事業会計補正予算 (第3号) |
| 第 10 | 議案第9号 | 町道路線の認定について |
| 第 11 | 議案第10号 | 町道路線の変更について |
| 第 12 | | 令和6年度施政方針と予算の概要について |
| 第 13 | 議案第11号 | 辺地に係る総合整備計画の策定について |
| 第 14 | 議案第12号 | 福山市と世羅町との間における連携中枢都市圏形成に係る
連携協約の変更について |
| 第 15 | 議案第13号 | せら農業公園（ファーマーズマーケットを除く）の指定管
理者の選定について |
| 第 16 | 議案第14号 | 世羅町権現山農村公園の指定管理者の選定について |
| 第 17 | 議案第15号 | 広島県立せら県民公園の指定管理者の選定について |
| 第 18 | 議案第16号 | せら農業公園ファーマーズマーケットの指定管理者の選定
について |
| 第 19 | 議案第17号 | 道の駅世羅の指定管理者の選定について |
| 第 20 | 議案第18号 | せら香遊ランドの指定管理者の選定について |

- 第 21 議案第 19 号 甲山総合交流ターミナルの指定管理者の選定について
- 第 22 議案第 20 号 世羅町ふれあい市場（大見ふれあい市場）の指定管理者の選定について
- 第 23 議案第 21 号 世羅町ふれあい市場（せらにし特産品センター）の指定管理者の選定について
- 第 24 議案第 22 号 財産の無償譲渡について
- 第 25 議案第 23 号 世羅町ふれあい市場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 26 議案第 24 号 せら香遊ランド設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 27 議案第 25 号 せらにし青少年旅行村いこいの広場等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 28 議案第 26 号 八田原グリーンパーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 29 議案第 27 号 世羅の宿ひがし設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 30 議案第 28 号 世羅町甲山農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 31 議案第 29 号 世羅町監査委員条例の一部を化成する条例
- 第 32 議案第 30 号 世羅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 33 議案第 31 号 世羅町議会議員及び世羅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第 34 議案第 32 号 世羅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 35 議案第 33 号 世羅町手数料条令の一部を改正する条例
- 第 36 議案第 34 号 世羅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 37 議案第 35 号 世羅町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 38 議案第 36 号 世羅町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第 39 議案第 37 号 世羅町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例

- 第 40 議案第 38 号 世羅町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 41 議案第 39 号 世羅町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 42 議案第 40 号 世羅町スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例
- 第 43 議案第 41 号 世羅町自治センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 44 議案第 42 号 世羅町コミュニティ施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 45 議案第 43 号 世羅町森林環境譲与税基金条例の一部を改正する条例
- 第 46 議案第 44 号 世羅町建設事業分担金の徴収について
- 第 47 議案第 45 号 令和 6 年度世羅町一般会計予算
- 第 48 議案第 46 号 令和 6 年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 49 議案第 47 号 令和 6 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算
- 第 50 議案第 48 号 令和 6 年度世羅町介護保険事業特別会計予算
- 第 51 議案第 49 号 令和 6 年度世羅町介護サービス事業特別会計予算
- 第 52 議案第 50 号 令和 6 年度世羅町公共下水道事業会計予算

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 高 橋 公 時	2 番 上 羽 場 幸 男
3 番 上 本 剛	4 番 矢 山 武
5 番 向 谷 伸 二	6 番 田 原 賢 司
7 番 藤 井 照 憲	8 番 松 尾 陽 子
9 番 徳 光 義 昭	10 番 久 保 正 道
11 番 山 田 睦 浩	12 番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

4 番 矢 山 武 5 番 向 谷 伸 二

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 山 崎 誠	総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美	町 民 課 長 道 添 毅
子育て支援課長 山 名 智 並	健康保険課長 官 崎 満 香
福 祉 課 長 小 林 英 美	産 業 振 興 課 長 垣 内 賢 司
商工振興課長 山 口 徹	建 設 課 長 福 本 宏 道
上下水道課長 市 尻 孝 志	せらにし支所長 前 川 弘 樹
教 育 長 早 間 貴 之	学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一
社会教育課長 荻 田 静 香	

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範 書 記 追 林 威 宏
嘱 託 書 記 貞 光 有 子

(起立・礼・着席)

○議長(米重典子) まずはじめに、本年1月1日に発生いたしました能登半島地震においてお亡くなりになられた方々にご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

現在、議場でのマスクの着用は個人の判断としておりますので、ご了承願います。

開会に先立ち、町長の挨拶があります。

○町長(奥田正和) はい。

○議長(米重典子) 町長。

○町長(奥田正和) おはようございます。令和6年第1回世羅町議会定例会開会にあたりひと言ご挨拶を申し上げます。

本日より弥生、3月となり、明日の世羅高校をはじめ、各所にて卒業式が開催される時期を迎えたところでございます。次のステージに進まれる児童、生徒にお祝いを申し上げます。

また先月の中国女子駅競走世羅大会におきましては、駅伝シーズンもそこで終了となりましたが、たくさんの方々にご来場いただき、盛り上がりを見せ、多くの関係者にお世話になったこと、誠に感謝申し上げます。

今年にはいり水不足が懸念をされておりましたが、少量ではございますが、降雨もあり、すでに水を溜められた圃場も見受けられます。

正月に被災されました能登半島地震の現地におきましては、未だに過酷な生活と強いられていると聞いてございます。亡くなられた方、また被災された方にお悔やみ、お見舞いを申し上げます。我が町からも職員を派遣し、先日報告を受けたところでございますが、ちょうど海岸線が隆起した所、至る所にクラック、ひび割れが発生をいたしまして、復興にはまだまだ多くの時間を要する状況であると聞いたところでございます。今後においても町として可能な限り支援を続けたいと考えているところでございます。

昨年話題となりましたコウノトリの営巣でございます。昨年同様に同じ地区に飛来をしております。地域の方々にはご心配とご苦勞をおかけしているところでございますが、町のホームページにおきましてお願いを記載してございますので、ご覧いただければと思います。

本日から始まります定例会には、同意案件、令和5年度補正予算、来年度予算等多くの議案を提出させていただいております。慎重審議いただき、何卒ご決定賜りますようお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうぞ

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(米重典子) 町長の挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより 令和6年 第1回世羅町議会定例会 を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

町長から、「政務報告」について提出されています。お手元に配付しておきましたから、ご了承願ひます。

教育長から、「教育行政報告」について提出されています。お手元に配付しておきましたから、ご了承願ひます。

2月19日 に開催の「議会報告会並びに意見交換会」に、

2月22日 に開催の「令和5年度広島県町議会議員研修会」に、お手元に配付のとおり、議員派遣しましたので報告しておきます。

本定例会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

本日まで受理した請願陳情書は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付しています「請願陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会へ付託しましたので、ご了承願ひます。

次に監査委員から、令和5年11月分、12月分、令和6年1月分に関する「例月出納検査結果の報告書」が提出されています。写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願ひます。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、4番 矢山 武議員、5番 向谷 伸二議員 を指名いたします。

日程第2 会期の決定 を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの「19日間」にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、「19日間」と決定しました。

日程第3 報告第2号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○建設課長(福本宏道) 議長。

○議長(米重典子) 建設課長。

○建設課長(福本宏道) 議案1ページをお開きください。

報告第2号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月1日 提出

世羅町長 奥田正和

次ページをお開きください。

1 専決処分の内容

町の管理する道路での事故による損害について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

和解の相手方	所有者
住所	世羅町
氏名	世羅町在住 個人

事故の概要

- (1) 事故発生年月日 令和5年12月5日午後11時25分頃
- (2) 事故の発生場所 世羅町大字赤屋 町道小草樅ノ木線
- (3) 事故の状況 上記日時、町道小草樅ノ木線を自動車で走行中、法面から車道へ倒れていた木に衝突し、車体が損傷した。

損害賠償の額 847,000 円

2 専決処分年月日

令和6年2月20日

以上で報告を終わります。

○議長（米重典子） 議会の委任による専決処分に対する報告については、これを以ってご了承願います。

以上で、報告第1号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について 報告を終わります。

日程第4 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 議案3ページをお開きください。

同意第1号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、次の者を教育委員会委員に任命することについて、町議会の同意を求める。

令和6年3月1日 提出

世羅町長 奥田正和

氏名	堺 秀裕（さかい ひでひろ）
生年月日	昭和36年
住所	世羅町大字小世良
任期	令和6年4月1日から令和8年11月17日まで

提案理由でございます。

教育委員会委員の杉原正典さんが、令和6年1月31日をもちまして辞任となりましたので、教育委員会委員の任命につき、地方教育行政の組織及び運営に関する

る法律第4条第2項の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

堺さん、学校事務職と教育行政職に長年携わってきていただいております。また、地域貢献もかなり先頭に立ってご活躍いただいております。また、適任であると提案させていただくものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員は、議長を除き 11 名であります。

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票 及び 賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

投票用紙の配付もれはありますか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範） （点呼順に投票）

1 番	高橋公時議員	2 番	上羽場幸男議員	3 番	上本 剛議員
4 番	矢山 武議員	5 番	向谷伸二議員	6 番	田原賢司議員
7 番	藤井照憲議員	8 番	松尾陽子議員	9 番	徳光義昭議員
10 番	久保正道議員	11 番	山田睦浩議員		

○議長（米重典子） 投票もれはありますか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番 藤井照憲議員 8番 松尾陽子議員を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(開 票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 11 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち

賛 成 6 票

反 対 5 票

したがって、同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、

失礼しました。元へ。

有効投票のうち

賛 成 6 票

反 対 5 票

以上のとおり 賛成 が多数です。

▼【高橋公時議員：「議長。休憩の動議を提出します。」】

○議長(米重典子) ただいま1番 高橋公時議員から休憩動議が出されましたが、賛成の方はいらっしゃいますか。

▼【上羽場議員：[賛成]】

○議長(米重典子) 上羽場議員賛成。

▼【高橋議員：「投票内容についての疑義を生じたので。」】

○議長(米重典子) 投票内容の確認についてということでしょうか。

▼【高橋議員：そうです。】

○議長(米重典子) 確認というのは内容を。

▼【高橋議員：先ほど何票かに分かれてましてここから見ててもどのようになったのか、非常に疑義を感じましたので、どのような内容なのか。おたずねしたい。前回もこのことについては倫理規程を出しましたから。】

○議長(米重典子) それにつきましては、ただいま立会人の方々と協議のうえ、結論を出したということでございますが、それでも疑義を。

▼【高橋議員：「ですから休憩動議を出します。前回と相違があるようでは困りますので。」】

○議長(米重典子) ここで内容を明らかにするということは。

▼【高橋議員：「休憩を取ってください。休憩動議です。」】

▼【「議事進行」というものあり】

○議長(米重典子) 表決が終わるまでは休憩をとれないということで、今まで世羅町議会としてはやってまいりましたが。

▼【高橋議員：「休憩動議できます。開場してます。今日、ルール変更してますでしょ。そのためのルール変更です。」】

○議長(米重典子) 表決内容につきましては、明らかにすることはできないということになっております。そのために立会人の方に立ち会っていただいて、ここで内容についても確認をさせていただいたところであります。

▼【「議事進行」というものあり】

▼【高橋議員：休憩動議が出て賛成があるのに、なぜ休憩をとらないんですか。】

○議長(米重典子) 最後宣告までを一連の流れとしておりますので、途中で休憩をとるということはやっておりません。

▼【高橋議員：「それはこれまでの町議会のルールです。しかし今、開場するようにしたので、動議は通用します。疑義を生じたので動議を出します。」】

○議長(米重典子) ただ内容についてはここで明らかにすることはできないということをご承知おきいただけますでしょうか。投票の内容については明らかにすることはできないということです。

▼【高橋議員：「前回行われたジャッジと同じような内容でされてますよね。もし内容が違うようであれば大ごとですよ。」】

○議長(米重典子) 前回と同じように立会人のご意見を聞いて議長として決定するというルールに従って今回もやらせていただいております。

▼【高橋議員：「議長としての意見はないということですね。立会人がマルと言えばマル。立会人がバツと言えばバツ。議長としての判断はないということですね。」】

○議長(米重典子) 立会人のご意見を聞いて議長が決定するということですので。

▼【高橋議員：「最終は議長が判断したということでよろしいですか。」】

○議長(米重典子) そうです。よろしいですか。

▼【高橋議員：「休憩とってください。」】

○議長(米重典子) 休憩をとってここで。

▼【矢山議員：「議員の意見を聞けばいいんじゃないんですか。」】

▼【高橋議員：「投票内容が4つに分かれているということに対して、疑義を生じるわけなんです。」】

○議長(米重典子) ですからその内容につきましてはちゃんと立会人のご意見をお聞きしたところです。それで立会人のご判断を参考にし、議長が決定するという、今までの議会事務に則ってやらせていただきました。

▼【向谷議員：「4つも5つも分かれているのをなんで知っているんです？」】

▼【高橋議員：「(聞き取れない) おいてましたよ。」】

▼【向谷議員：「なんで知ってるんです？」】

▼【高橋議員：「(聞き取れない) そこにおいて分かれた。」】

○議長(米重典子) 表についてはただいま申し上げましたとおり、賛成が6票、反対が5票という結果になりました。これについて疑義がおありとおっしゃいますでしょうか。

ここで申し上げますと、賛成6票は明らかに賛成のものでございました。ですから賛成6ということでの同意を決定するということになろうかと思えます。

それでは今、休憩の動議が出ました。ここで休憩をとることにしてもよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声]

それでは暫時休憩といたします。

暫時休憩 9時28分

再開 9時32分

○議長(米重典子) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

したがって、同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、堀 秀裕（さかい ひでひろ）さんを同意することに決定しました。

日程第5 議案第4号 令和5年度世羅町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議案4ページをお開きください。

議案第4号

令和5年度世羅町一般会計補正予算（第8号）

令和5年度世羅町一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり提出する。

令和6年3月1日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ232,723千円を減額し、歳入歳出それぞれ12,518,515千円とするものでございます。

歳入は、町税9,122千円、株式等譲渡所得割交付金3,571千円、環境性能割交付金4,022千円、地方特例交付金1千円、使用料及び手数料267千円、国庫支出金9,135千円、財産収入38,201千円、諸収入3,922千円を増額し、利子割交付金28千円、配当割交付金1,730千円、法人事業税交付金1,893千円、地方消費税交付金8,715千円、ゴルフ場利用税交付金401千円、分担金及び負担金2,004千円、県支出金12,544千円、寄附金11,968千円、繰入金103,881千円、町債157,800千円を減額するものでございます。

歳出は、民生費60,720千円、予備費104千円を増額し、議会費1,360千円、総務費26,621千円、衛生費94,045千円、農林水産業費3,543千円、商工費17,584千円、土木費32,697千円、消防費6,986千円、教育費110,171千円、災害復旧費540千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで休憩といたします。再開は10時25分といたします。

休憩 10時10分

再開 10時25分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。33ページの財政調整基金に関わってお尋ねしたいと思うんですが、5年度当初の残高と今年度補正後3億5700万の取り崩しというようになる見込み、多少は変わってくるわけですが、前年度の比較とどうか。

それからかなり事業が次年度へ繰越されたり、減額される面がかなりあるのはあるんですが、これらについて当初予定をしておいたものが、執行できないなどのことによって歳出が減ってその減に伴っての部分がかなりあるのではないかと思うんですが、前年度末と今年度末の見込みについてどのように考えておられるのかお尋ねをします。それから増額をされておる77ページの国土調査の測量設計業務2000いくらですが、説明では次年度の予算をとというような説明であったと思うんですが、これも残りまだかなり残っておるんじゃないかと思うんですが、こういう形で少しでも早期に終わるような努力をする必要があるということで、繰り返しお尋ねしておるんですが、見込等を併せてお尋ねをします。

83ページ、魅力ある観光地づくり事業補助金、観光振興費ですが、金額はそう大きいというわけじゃないんですが、これらもこれからどのような整備というか、事業を予定をされておるのか。減額149万ですか、という状況になっておりますが、その内容について。

そしてその次になります85ページの道路維持の関係については、県道の委託料ですかね、県道路線について110万円ということになっておりますが、非常に維持管理が、県が認める範囲でしかできないということがあるんじゃないかと思いますが、道路のすぐ近くの木が枯れておったり、かなり雑木が非常に大きくなって、専門の方でないと切れないというのがかなりあちこちに見えて、上を見ると、右と左で空があんまり見えん状況も見受けられるんですが、これらも計画的にかなり予算が必要なわけですが、増額をして、目に見えるように大量のあれはできないにしてもですね、計画的に実施をする必要があるんじゃないかと思うんですが、当面の現状と考え方等について。これでは110万くらいの増額では非常に進まんのではないかとどう思うんですが、どこを予定をしておるのか、併せてお尋ねします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 私からは 33 ページ、財政調整基金の 1 億 300 万円の繰入の減に関しましてお答えをいたします。

議員、おっしゃられますとおり、今年度当初予算につきましては 5 億 1000 万円取り崩す予定として予算を計上しておりましたが、その後の補正を積み重ね、今回の 1 億 300 万円の減ということで最終的にはですね、3 億 500 万円の基金を取り崩す予定としております。この補正後となりますが、これに伴いまして令和 4 年度末が財政調整基金の残高約 24 億 2000 万円ございました。今年度、5 年度の末でこの 3 月補正を受けましての見込みが 23 億 5000 万円ということで、約 7000 万円程度残高は減るものと考えております。なお、4 年度の取り崩しにつきましては、最終的に取り崩した額が 7400 万円となっております。また、不用額の状況等についてお聞きいただいたかと思っておりますが、この 3 月補正におきましては基本的に、これまで 5 年度でやってまいりました事業等、事務事業のですね、予算につきましては、それぞれ執行が終わったもの、執行見込みとして不用が出たもの、それぞれの理由によって減額をしたものが今回歳出においては減額したものが多くなっております。それに関連してですね、国費や県費等の歳入につきましても減額という状況が件数的には多いかと思っております。勿論、令和 5 年度から 6 年度へ繰越しする部分の財源については残すというところで、予算は残すということで、減額をしておりますのでご了承いただければと考えております。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは建設課から 2 点についてお答えいたします。

はじめに 77 ページ国土調査費の測量設計業務委託料についてでございます。これは議員申されましたとおり、国の補正予算による令和 6 年度分の前倒しでございます。内訳としましては大字賀茂 0.92 平方キロ、大字本郷 0.08 平方キロ、大字寺町 0.09 平方キロの合計 1.09 平方キロの調査に係るものでございます。令和 6 年度末において残りの調査面積が 5.59 平方キロとなります。現在約 1 平方キロで事業の実施を推移しておりますので、5 年から 6 年程度この後かかるものと見込んでおります。国土調査につきましては早期にすべての調査が終わるように引き続き着実に進めてまいりたいと考えております。

続きまして 85 ページ 県道路線道路維持費の県道路線についてでございます。県道の路線につきましては、県から委譲を受けた路線の日常的な維持管理、議員申されました枯れ木の撤去でありますとか、立木の伐採、側溝清掃などを請けて実施しているものでございます。こちらにつきましては必要額を要求しておりますが、

なかなか要求どおりいただけないというなかで、予算に限りのあるなかでの執行となっておりましても、危険な沿道の木につきましては第3者への被害がある恐れがあることから、日常のパトロールにおいて発見した場合には適切に撤去できるよう心掛けてまいりたいと思います。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） それでは商工観光課からはですね、83 ページ 魅力ある観光地づくり事業補助金の減額について説明いたします。

この内容でございますが、春から秋にかけてバスを利用していただくということで補助をしております。花めぐりバスチケットの事業が完了しましたので、こちらが約 20 万程度の減、今高野山が今年はですね、1200 年の翌年ということで、1201 年事業ということで、団体補助等行っておりましたが、こちらも完了しまして、こちらが減額が、みな使われなかったということがありますので、減額が約 120 万などの減額となっております。この観光事業につきましては来年度に今後の展開ということがありましたので、今後はですね、中身も新たなものを入れながらですね、しっかり進めてまいりたいと考えております。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○10 番（久保正道） （挙手）

○議長（米重典子） 矢山議員、ほかの質問でしょうか。

▼【矢山議員：「はい」】

○議長（米重典子） それでは申し訳ないです。10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） （挙手）

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 2 点について質問させていただきます。まず歳入の 29 ページ、ひろしまの森づくり事業 1004 万 6000 円等、歳出の 79 ページの関係ですが、これほどのような状況の変化によって減額をされたのか、お伺いします。

それとページで言ったらですね、99 ページ 扶助費の関係で就学援助費、74 万円の減額になっておりますが、当初の予定からどのような状況変化によってこれだけの減額に至ったのか。その説明を求めます。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 産業振興課からは 29 ページ、79 ページのもりづくり事業についてのご回答をさせていただきます。

減額となりました理由ですけれども、県からの割り当てが、100%来なかったというのが実状でございます。当初 9420 万程度を要望をいたしました但し割り当て内示としまして 8416 万程度の割り当てということになっております。そういった関係上、77 ページの事業執行においてもですね、減額での執行をしておるといふことでございます。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは 99 ページでございます中学校における扶助費の要保護及び準要保護生徒就学援助費に関わります 74 万の減というところでございますが、当初計上しておりましたよりも中学校に向けての生徒予想より 10 名程度少ないということがわかりましたので減額というふうにしております。転校または進学に向けてですね、私立のほうへ行かれる方、そういった方がこのたびわかって減額というふうになっております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○6 番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6 番 田原賢司議員。

○6 番（田原賢司） 私のほうからはページ 35 の国営造成負担金 58 万円計上されておりますが、歳入のほう、雑入のページ 35 の国営造成事業 58 万円、最終的に残高が年度末でどの程度予定されておるのかということとですね、ページ 73 ページの農業委員会費の報酬のところなんです、農業委員会委員と農利用地最適化推進委員、割と金額が大きく減額されてますので、その大きく減じた理由を教えてくださいたいのと、ページ 83 ページ、商工費の商工振興費の補償補填の 10 万 3 000 円、この内容を教えてくださいたいと思います。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） お答えをいたします。まず 35 ページ国営造成負担金の 58 万円の増額でございますが、こちらにおきましては、本年度に入っております、何度か農家様のほうをご訪問いたしまして、年度当初の計画よりは大目に償還いただけるということで 58 万円の増額を計上したものでございます。今年度末以降の残りの金額ということでございますが 4540 万余りということになっております。今後も引き続き農家様のほうに足を運びまして、1 円でも多くの返還をいただくようお願いをしまいたいというふうを考えております。

73 ページの最適化推進委員の報酬についてでございますが、こちらにつきまして

は、補助金のほうがですね、割り当て内示のほうが減額となっております、活動報酬のほうが減額となっております。こちらの報酬につきましては、実際の活動内容ですね、会議とか、そういったものではなく、こちらから依頼した現地の確認とか、そういったものの報酬、また日常でのパトロール等の報酬にあたるものでございますが、昨年度見込からですね、今年度は補助金のほう減額というふうになったものでございます。その補助金がきたものをですね、活動日数並びに時間等で按分してお支払をさせていただくような性質のものというふうになっております。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） それでは商工観光課のほうから 83 ページ一番上でございますが、補償金 10 万 3000 円の内容でございます。こちら、商工事業者様が融資を借り入れされたもので、本年度返済ができない状態が 1 件でまして、そういった場合に広島県保証協会と町のほうが補填について、一部町が補填するというルールを結んでおりますので、その町のほうの補償部分でございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○7 番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員。

○7 番（藤井照憲） 17 ページ歳入であります。地方特別交付金の受け皿として 1 円補正がされているんですけども、将来的にどの程度の額が世羅町に割り当てられるのかというのをお聞きしたいと思います。

▼【「1000 円と言うものあり」】

俗に 1 円補正というんですけどね、1000 円は。

それから 31 ページにケーブルテレビの伝送設備の貸付料の収入がございます。3563 万円。これに相対する歳出のほうでは、45 ページに基金積立金として 3521 万円。トータルで 7000 万近くなると思うんですが使い道をどう考えておられるのか。

最後に 49 ページ 移住定住促進費の中で、移住者住宅支援事業補助金と、地方創生移住支援金、これらがそれぞれ 200 万円ずつ減額になっておるんですけど、これは制度に何か問題があるのか。それとも全くご要望がなかったのか。特に制度に問題あるようだったらですね、至急改めていただきたいなど、このように思っております。以上 3 点お願いいたします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。私からは 17 ページ一番下にございます。新型コロナウイルス感染症対策地方減収補填特別交付金でございます。今回、3 月補正におきまして 1000 円計上させていただいております。決算としてです、恐らく数百万程度お金が入ってくるものと思われ、固定資産税の関係におきまして国の制度によります、減収、納税者の方からは税自体を減額ということでその分、町税が減りますので国からその分補填をされるというものでございますが、金額的にまだはっきりしたものが、数字が国から示されておりませんので、たちまち科目のみ計上させていただき、決算としては数百万程度の金額がのってくるだろうと思われるところでございます。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 企画課より歳入ページの 31 ページとそれに関連をしました 45 ページの I T 管理費の積立金のところ、また併せまして 49 ページの移住者関係についてのご質問にお答えをさせていただきます。

31 ページの C A T V 伝送設備でございますが、こちらにつきましては、令和 5 年度におけます総額といたしまして基本賃借料と I R U 契約の追加分、これが総額で 6388 万円余になると見込んでおります。ここの部分につきましては、当初予算 2825 万 8000 円からこの額を引いたもの 3563 万円を補正をさせていただくものでございます。

関連しますので併せて 45 ページの積立金についてご説明いたします。こちらにつきましては第 40 期の決算を迎えられました M C A T 様でございますが、こちらのほうが今年度、先ほど申し上げました I R U 契約部分が 3848 万 4000 円余となり、昨年度に対しまして 2439 万 1000 円余の増額となる見込みでございます。この額よりですね、このたび中国電力の電柱建て替えがございまして、光ケーブルの張り替えが必要となった 2 か所について町の発注によりまして工事を実施しております。この工事の額が 327 万 4000 円余でございます。その世羅町に入ってくる金額 3848 万円余からこの工事に使用しました 327 万 4000 円余を差し引いた額 3521 万円を積立金とするものでございます。なおこの積立金の利用について将来的なことの考えをお伺いになられたかと思いますが、こちらにつきましては、やはり機器の更新についてかなり大きな金額がかかると見込まれてございますので、こういった形での運用というものに考えておるところでございます。

続きまして、49 ページ移住者住宅支援事業補助金 200 万円の減額、地方創生移住支援金 200 万円の減額についてご説明をいたします。

まず移住者住宅支援事業補助金の 200 万円につきましては、7 ページに債務負担をさせていただいておりますが、購入であったり、新築であったり、こういったものが年度をまたぐ可能性がございます。こういった時点で現状すでにですね 4 件、5 年度内に交付決定を打ったものがございまして、どうしても利用者さんの関係で年度をまたぐこととなります。その関係で今年度分を 200 万円を減額をいたしまして、債務負担で 400 万円をお願いするところでございます。

続きまして同じページの地方創生移住支援事業でございます。こちらにつきましては、県の事業を活用しまして、東京都 23 区から世羅町へ移住をされる方、この方につきまして補助が国県費 4 分の 3、町費が 4 分の 1 という形で助成をする事業でございますが、令和 5 年度においては該当者がおられなかったということで減額というものでございます。これにつきましては併せて 27 ページの県支出金総務費県補助金の中の地方創生移住支援金 150 万円の減額と併せて行うものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○8 番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○8 番（松尾陽子） 私のほうからは 57 ページの民生費社会福祉費の訪問給食サービス、それから緊急通報システムの減額部分。

それと 71 ページ衛生費、不妊治療の助成事業と出産子育て応援交付金の減額部分、この減額の理由を知りたいのと、特に不妊治療については先進医療を使うと、この助成が受けられなくなる、全額自費負担になるというようなことがあるためにこういうふうになっているのか。その点についてもお答えいただければと思います。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） それでは 57 ページ訪問給食サービスについてでございます。こちらのほうは訪問給食、1 日 1 食ではございますけども、利用申し込みのあった方に訪問給食と安否確認をさせていただいている事業でございます。当初見込んでいた利用人数より減少してきておりますのでそちらのほうについて減額をさせていただくものでございます。

また緊急通報システムにつきましては、いざ緊急があった場合に通報するシステムでございますけども、こちらのほうは当初 45 人を計上しておりましたけども、見込みとして今、35 人利用していただいている状況でございますので減額をさせて

いただくというものでございます。またこちらの緊急通報システム、年々利用者のほうが減少してきております、こちらにつきましては事業の内容を今現在検討しているところでございます。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） それでは71ページの母子保健費の内の不妊治療費助成事業の133万1000円の減についての内訳でございますが、一人ひとりの方の不妊治療の状況は把握はできてはおりませんが、保険適用となった部分はその部分でご利用なさったところが大きいかなと捉えております。その結果が133万1000円の減になったものと思っております。当初は180万を見込んでおりました。

そして出産子育て応援交付金の130万円の減についてでございます。当初は、妊娠そして出産予定数をですね、67件を見込んでおりました、予算化をしておったものでございますが、今年度の見込みが出生につきましては、50人いかないかというような状況でありますので減額をいたしたところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） まず歳入のほうから2点お伺いします。13ページの法人税の減額であります。約800万円。昨今、新聞等でも町内事業者の閉鎖、倒産などの声も聞こえてくるなかで、こうした財源であります法人税も800万と減額をされておりますけれども、そういった内容について、少しどの程度感じておられるのか。

あと14ページの町たばこ税でございます。これびっくりしたのが、以前1回、奥田町長が肝いりのペイペイ支援策をしたときに1000万強のたばこ税が増えたというのを聞いたところでありますけれども、今回は何もそういった支援もないなかで、禁煙ブームも進んでいるなかで、世羅町に至っては盛り返すようなまた、たばこ税が600万円も増えておるといふ。私もたばこをやめたもので、最近価格帯もわからないので、新たに金額が高くなったのか。その点も含めて歳入に関して2点伺います。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 私からは、歳入のほうの13ページ法人町民税の現年課税分の833万7000円の減額についてまずお答えします。

新型コロナウイルス対策の無利子無担保融資により結果としては従来の借入にまた加えて負債を増やした形となりまして、借入れの返済であるとか、原材料高がのしかかり、さまざまな業種に影響してより厳しい決算状況となっております。一部企業に限ったことではなくて、そういう状況になっております。法人町民税の1月末時点の調定額でございますが、前年比が91.9%ということで推移しております。このたびの833万7000円の減額を提案しているところでございます。

続きまして、15ページのたばこ税の649万5000円の増額についてでございます。議員おっしゃいますように、令和3年度頃より新型コロナウイルス感染症により加速しました在宅勤務を取り入れた働き方が現在も定着しているところもでございます。ペイペイの影響がございました令和3年度まではいかないまでも、令和元年度、2年度を大きく超える見込みとなりまして増額の提案となっております。今後は、物価高騰によりましてたばことか、嗜好品を控える動きも考えておりまして、食費を見直す家計の節約志向が強まる見込みとは考えております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） たばこ税が増えるのはいいことなのか、悪いことなのかちょっとよくわかりませんが承知しました。

ちょっと2点今度お伺いします。歳出のほうでございます。71ページ出産祝い金70万円の減額となっておりますけれども、たぶん1人に対して5万円か10万円だったかと思っておりますけれども、目算、今年度も一部聞いてみたら、一般質問等でも挙げさせてもらいましたけれども、本年度今、44名。最終までで49名いくか、8名、9名かというような声も聞いておりまして、いよいよ50名を切ったなというところもありますので、最初の目算どの程度考えられておったのか。昨年が59名、その前が61名だったですかね、その前が65名、コロナ前、コロナかぶっているときは85名だったと思っておりますけれども、ここを皮切りに、一気に30名近くの出生者が減ってきておるという現状があるわけでございます。今年度どの程度目算しておったのか。この70万円の内訳をお伺いします。

併せて103ページ、これも奥田町長肝いりで始まったと思っておりますけれども、アスリート育成補助金、当初予算よく存じ上げておりませんが、120万、150万くらいですかね。うち80万円と大きな減額。この使い方というか、この趣旨自体、ちょっと一度それも説明いただきたいと思っております。どういったことに使えるのかというところ。そこがそぐうてないのかなと。減額がいつも毎年度起こっているようでは、どうも使いづらいこの予算なのかなというところをひとつ考えておりますの

で、必要な個所まだあると思います。たとえばスポーツレクリエーション推進事業なんかでも、似たような感じの事業ではあるので、統一されて提案されてもいいのかなと思いますけれども、あくまで分けてこういった事業を展開されていると。一番よく私たちが耳にするのは、これはスポーツクラブ等で補助がまた別であるのか知りませんが、県大会、全国大会の補助、出張旅費なんか出してほしい。また資格取得なんかに関しても出してほしいと、こういった保護者の声をいっぱい聞くわけでありまして、こうした声を拾うような補助金、このアスリートでは使えないのかなと思ひまして、再度今年度提案はあるかと思ひますけれども、この点についてお伺いします。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 71 ページの母子保健費の中の出産祝い金 70 万の減についてでございます。当初見込んでおりました出生数が 65 名として予算化をしておりました。金額としては 325 万円で当初予算計上させていただいたわけなんです、2 月末現在で 3 月見込を含めて 50 名を見込んでおる状況でございます。ですが、転出が今現在わかっている方がいらっしゃいますので、49 名になるかと思っております。まだ執行済みになってない方がいらっしゃいます。まだ出産されてない方がいらっしゃいますので、そちらを合わせたところ 70 万の減というふうに算出をしておるところでございます。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） それでは私からは 103 ページアスリート育成補助金についてお答えをします。

80 万円の減額、まずこの理由でございますが、今年度指導者向けの研修会を計画をされておりましたが、講師のスケジュールとこちらのほうのスケジュールの調整が最終的につかないということで、今年度の実施は見送るということが 1 件ありました。もう 1 件は子どもさん向けの講習会ということがあったんですが、こちらは民間からの助成金が受けられることになったということで、このアスリート育成事業の補助金は活用しないということをお願いしております。

先ほどございました指導者の資格取得の費用につきましては、今年度この補助金からは、今、数字正しいかどうか、2 件は確実に出ていますのは存じ上げていますが、それ以外の資料、申し訳ございません、数値を持っておりません。全国大会等への補助も空手道のほうで申請がございましてそちらへの支払いはしてござい

す。そのほか全国大会への出場というものの考え方を、要するに全く別の市町のチームに所属して、そこから全国大会へ行くとか、そういった場合に、ここへ該当するのかどうかということがありまして、そういった問い合わせというのはいただいておりますので、そういった状況があるかということも、もう少し個別お話を聞かないとですね、ほかの市町から出ている可能性もあるということもありますので、そういったところは状況をお伺いするなかで、活用をいただければと考えております。

○議長(米重典子) ほかに質疑はありませんか。

○5番(向谷伸二) (挙手)

○議長(米重典子) 5番 向谷伸二議員。

○5番(向谷伸二) 5番。69ページをお願いします。上段の浄化槽設置整備事業補助金、これが大きく727万4000円の減額となっている。これの理由と、それからもう少し下がって浄化槽の維持管理費補助金690万あまり減額になってますが、これまちがいだったらごめんなさい。12月に補正が入っていたような気がしたんですが、これがほとんどまるまる残しているような気がするんですが、それについての説明をお願いいたします。

○上下水道課長(市尻孝志) 議長。

○議長(米重典子) 上下水道課長。

○上下水道課長(市尻孝志) 私から69ページの浄化槽設置整備事業補助金の減額についてお答えいたします。

これにつきましては、最終的には実績の数による減額でございます。また浄化槽の維持管理補助金のほうでございますが、言われましたとおり12月に補正いただいているんですけれども、12月で対象者を確認したところ増えたため補正させていただいたんですけれども、実際の申請件数により、また最終的に調整いたしまして、この数字となっております。実績に基づく減額ということになります。最終的な交付決定としては2200余りということでございます。

○議長(米重典子) ほかに質疑はありませんか。

○2番(上羽場幸男) 議長。

○議長(米重典子) 2番 上羽場幸男議員。

○2番(上羽場幸男) 33ページ指定寄付金ですね。たぶんふるさと納税かと思いますが、1200万の減額。これいろいろ努力しているにもかかわらずですね、こういった少なくなっているというところ、これのご説明をいただきたいということですね。

それともうひとつ 45 ページ、先ほど同僚議員からの質問にもありましたけれども、情報通信放送施設運営基金、大きく増えるようですが、これの基金残高ですね。それと先ほどのご答弁の中には将来の機器の更新、そういった整備、それに備えるということでありますけれども、そういうのがもともとどういうふうな思いを持って年々どれくらいの基金を積み立てていこうとしたなかへ、これがこれだけ増えているのか、そういったところまで説明をいただきたいと思います。

○財政課長(矢崎克生) 議長。

○議長(米重典子) 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) お答えいたします。33 ページの総務費寄付金の 1200 万円の減額についてでございますが、内訳としまして個人版のふるさと納税部分が 1500 万円の減額。それから企業版のふるさと納税につきまして 300 万円の増額ということで、合計で 1200 万円の減額となっております。

このうち個人版のほうの 1500 万円の減額でございますが、今年度当初で 7000 万円の収入を見込んでおりますが、総務省からの規制の強化、寄附金収入に対します経費割合を関係するものすべて経費に含めて、その 50%以内としないと、個人版のふるさと納税の収入は 1 年間認めないというような条件がございます。それに合わせるためにですね、既成のお礼品に対します、寄付金の金額に対しますお礼品の割合をですね、それまで 25%平均でございましたが、それを 20%以下に抑えることにしました。これは昨年 10 月から始めておりますが、そういったことによります寄付金額に対しますお礼品の魅力と言いますか、の度合いが下がってきたのかという部分と、あとは、また町のお礼品として以前から人気があります卵の関係につきまして、依然ですね、まだ昨年の鳥インフルの関係で、なかなかお礼品として提供いただけない。他の出荷等、それから生産自体もまだ進んでいないという部分等の理由からお礼品として提供できない部分があるというような状況から、今回、年間の決算見込みを 5500 万円程度ということで見込みまして、個人版のふるさと納税のほうを 1500 万円減額したものでございます。

○企画課長(升旗真路) 議長。

○議長(米重典子) 企画課長。

○企画課長(升旗真路) それでは企画課より 45 ページの情報通信機器運営の件についてお答えをさせていただきます。

まず基金残高でございますが、令和 5 年度末の見込でございます。7751 万 7000 円余になると見込んでおるところでございます。またこの基金の利用につきましては、先ほども 7 番藤井議員のほうへお答えをさせていただきましたが、やはり機器

更新等に多額の経費がかかると見込まれておりますのでこれについての活用を考えておるところでございます。以前よりサービスのほうへ転化をしてみてもどうかという意見もいただいたところでございますが、この基金の運用につきましては、機器の更新に充てていくということで現在、考えておるところでございます。また大体どれくらいを貯めればというご質問でございますが、これについては、現在のところいくらまでという目標額というものは定めてはおりません。

今後の見込みということも併せてご質問いただいたかと思いますが、今年度につきましては、相手方のMCAT様のほうの経費の削減というものは勿論なんでございますが、インターネットの収益がかなり伸びております。これが約200万円程度伸びているところでございます。それと併せましてテレビのほうも少しではございますが、200万円程度の増加ということで推移をしております。これがずっと続いていくということはなかなか難しいと考えておりますので、このたびのIRU契約での3800万円余が大体上限になってくるのではないかなというふうに考えており、今後につきましては少しずつではございますが、この積立金については下がってくるものと見込んでおります。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終決いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第4号 令和5年度世羅町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 令和5年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) 議案 5 ページをお開きください。

議案第 5 号

令和 5 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

令和 5 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 1,905 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 1,824,088 千円とするものでございます。

歳入は、諸収入 753 千円を増額し、県支出金 1,179 千円、繰入金 1,459 千円、国庫支出金 20 千円を減額するものでございます。

歳出は、保険給付費 6,024 千円を増額し、総務費 64 千円、保健事業費 7,865 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番(矢山 武) (挙手)

○議長(米重典子) 4 番 矢山 武議員。

○4 番(矢山 武) 10 ページ 一般被保険者高額療養費療養費について、病気によっては高額になる場合があるわけですが、そうしたなかで最近の病気というか、傾向はどのようになっているのか。わかれば、どの程度の該当件数があるのか。

それから次のページ、12 ページの特定健診が 200 万円、そのほか人間ドックが 150 万、総合健診が 400 万ということで、それぞれ受診される人が減っておるといふ傾向があるのかなと思うんですが、それぞれの 3 つの状況について、早期発見をしていくのに健診が重要なわけですが、そこがいろんな事情で下がっていくということは問題ではないかというように思うわけですが、これらについてお尋ねをいたします。

○健康保険課長(宮崎満香) 議長。

○議長(米重典子) 健康保険課長。

○健康保険課長(宮崎満香) それでは 10 ページの高額療養費の増額補正についてお答えいたします。

療養給付費全体的に増額をしてきておりまして、12月に療養給付費のほうは増額補正をさせていただいております。それに伴い今回高額療養費のほうも増加をしておりますので増額をさせていただきました。件数的に見ますと令和4年度が2748件、令和5年度の9か月の合計が2073件という状況でございますので、件数的には例年、去年並みの件数という状況でございます。ただ1件あたりがちょっと高額になってきているというところでございます。

次に12ページ 疾病予防費人間ドック業務総合健診等受診負担金の減額補正についてでございます。まず人間ドックにつきましては、当初622人を計上しておりましたが、527人を見込んでおります。令和4年度は526人の受診がございましたので去年並みの数値と人数的には去年並みの人数となっております。

総合健診につきましても、当初470人を見込んでおりましたが、まだ3月の総合健診のほうこれからでございますので確定ではございませんが、414人程度を見込んで減額するものでございます。

この健診受診が非常に重要ということは認識をしております。受診率のほうは令和4年度が特定健診が40.2%、994人の受診でございました。令和5年度950人程度に減少するように見込んでおりますが、対象者数そのものが社会保険適用拡大であったり、全体的な人数の減少ということもありますので受診率のほうは少しずつ上昇するのではないかと見込んでおります。

○議長(米重典子) ほかに質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終決いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第5号 令和5年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 令和5年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長(矢崎克生) 議長。

○議長(米重典子) 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) 議案6ページをお開きください。

議案第6号

令和5年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

令和5年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出する。

令和6年3月1日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ88,280千円を減額し、歳入歳出それぞれ2,571,502千円とするものでございます。

歳入は、保険料3,013千円を増額し、国庫支出金13,734千円、支払基金交付金50,083千円、県支出金12,683千円、繰入金13,924千円、諸収入869千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費823千円、保険給付費77,650千円、地域支援事業費9,807千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番(矢山 武) (挙手)

○議長(米重典子) 4番 矢山 武議員。

○4番(矢山 武) 最初に15ページの介護サービス計画給付費について補正はないんですが、財源更正ということで9000万ですか、約1億円ですか。これらが、サービス計画を立てるうえで重要なのではないかというように思うんですが、どのような取組をされておるのか、簡単にお尋ねしたいと思います。

それから次に保険給付の関係で特に施設介護等についての13ページですね。介護度が3以上という条件もかなり前に比べたら厳しい状況もあるわけですが、これらが自宅で生活ができる状況ならいいし、また介護される人がおられればいいんですが、おられない場合に施設入所が必要になってくるので、きちんとしたそういう身体の不自由が進んでおる人に対してですね、対応する必要があるというように思

うので、この点で3以上の方で施設へ入所されておられるおおよその割合がわかれば、これをお尋ねしたいと思います。

○議長（米重典子） 矢山議員、補正予算の金額のどの部分についてのご質疑でしょうか。

○4番（矢山 武） 施設介護サービス給付費です。

○議長（米重典子） 給付費が4500万円の減という、そこですか。

○4番（矢山 武） はい。

それから2点目は先ほど言った点と、17ページ介護予防サービス計画給付費、これについて今後どのようにサービスを提供する考えでおられるのか。以上ですね。

○議長（米重典子） 補正予算ですので金額についての質疑でお願いしたいと思います。25万円のところでしょうか。金額部分を明確にさせていただいたほうが答弁がしやすいかと思うんですが。17ページの7は財源更正なんです。

▼【矢山議員：「全体的に傾向を見るのに重要な点だということで、どのような取組をしているかということです。」】

○議長（米重典子） ではこの介護予防サービス計画給付費の事業内容についてでよろしいですか。

▼【矢山議員：「はい」】

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。まず14ページの介護サービス費諸費の5番の施設介護サービス給付費についてでございます。こちらが4500万の減となっております。施設介護サービス費、介護3以上の人が原則入所となっております。特例である場合には介護1、2の方も入所できるところではございますけれども、申し訳ございません、本日手元に介護3以上の方の割合というものを持ち合わせておりませんのでお答えすることができませんけれども、ほとんどの方が介護3以上の方が入所されておられます。こちらの減につきましては、特別養護老人ホームはそういう条件があるんですけれども、こちらのなかには老人保健施設も入っております。こちらの利用件数が減少してきておることにより減額しているものでございます。

次に、16ページの居宅介護サービス計画給付費、財源更正しているものと、18ページの介護予防サービス計画給付費の質問についてでございますけれども、まず16ページ居宅介護サービス計画給付費については介護1以上の方が対象となります。また18ページ介護予防サービス計画費については支援の方が対象となるもの

でございます。こちらの状況につきましては、介護のサービスを利用される場合にケアマネージャーであります方にサービス計画作成をお願いするものでございます。今の状況につきましては、介護認定率等も見ると、ほぼ横ばいの状況となっておりますので、今回は介護予防サービス費の中、また介護サービス費の中で財源更正をさせていただきました。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終決いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第6号 令和5年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 令和5年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案7ページをお開きください。

議案第7号

令和5年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和6年3月1日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ2,764千円を減額し、歳入歳出それぞれ65,790千円とするも

のでございます。

歳入は、使用料及び手数料を 434 千円、県支出金を 498 千円、繰入金 1,832 千円を減額し、歳出は、総務費 2,764 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終決いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 7 号 令和 5 年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 8 号 令和 5 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長(市尻孝志) 議長。

○議長(米重典子) 上下水道課長。

○上下水道課長(市尻孝志) 議案 8 ページをお開きください。

議案第 8 号

令和 5 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算(第 3 号)

令和 5 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算(第 3 号)を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

収益的収入 5,098 千円を減額し、収入 218,038 千円とし、収益的支出 3,823 千円

を減額し、支出 216,798 千円とするものでございます。

収入は、営業収益 435 千円、営業外収益 4,663 千円を減額し、支出は、営業費用 3,797 千円、営業外費用 26 千円を減額するものでございます。

資本的収入 1,864 千円を減額し、収入 212,446 千円とし、資本的支出 1,320 千円を減額し、支出 213,084 千円とするものでございます。

収入は、受益者負担金 790 千円を増額し、企業債 1,600 千円、負担金 1,054 千円を減額し、支出は、建設改良費 1,320 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終決いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 8 号 令和 5 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算(第 3 号)は 原案のとおり可決されました。

ここで昼休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

休 憩 1 1 時 5 7 分

再 開 1 3 時 0 0 分

○議長(米重典子) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 10 議案第 9 号 町道路線の認定について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長(福本宏道) 議長。

○議長(米重典子) 建設課長。

○建設課長(福本宏道) 議案 9 ページをお開きください。

議案第 9 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、町道の路線を別紙のとおり認定する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

既存の道路を新たに町道路線に認定することについて、町議会の議決を求めものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 9 号 町道路線の認定について は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 10 号 町道路線の変更について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 議案 11 ページをお開きください。

議案第 10 号

町道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、町道の路線を別紙のとおり変更する。

令和6年3月1日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

道路事業に伴い変更となった町道路線の起終点を変更することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第10号 町道路線の変更については原案のとおり可決されました。

日程第12 令和6年度施政方針と予算の概要について を議題といたします。

令和6年度 施政方針と予算の概要について 説明を求めます。

○町長(奥田正和) はい。

○議長(米重典子) 町長。

○町長(奥田正和) お手元に令和6年度施政方針をお開きいただきたいと思います。

では、令和6年第1回世羅町議会定例会におきまして、令和6年度当初予算案をご審議いただくにあたり、私の町政運営に向けての所信の一端と当初予算案の概要についてご説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、本年1月1日に最大震度7を記録した能登半島地震により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。本町では、広島県及び県内市町と連携し、被災自治

体支援として職員派遣に取り組んでいるところでございます。被災地の一日も早い復旧・復興を祈念しつつ、本町においても、いつ発生するか分からない災害から町民の皆様の生命及び財産を守るため、備えを怠らず、防災対策の更なる強化に努めてまいります。

さて、世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、昨年5月に感染症法上の2類相当から5類に移行されました。これまでの制限は緩和され、国内の社会経済活動は回復傾向となっております。コロナ禍の3年間を乗り越えた国の経済の先行きには前向きな動きが見られ、デフレから脱却できる機会を迎えている一方で、賃金上昇は物価上昇に追い付いておらず、個人消費は依然として力強さを欠いている状況でございます。

国では、令和6年度予算を令和5年度補正予算と一体として編成し、物価高騰に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げ、デフレからの完全脱却、民需主導の持続的成長の実現に向け、新しい資本主義の取組の加速、国民の安全・安心の確保等、重要な政策課題について対応していくこととしています。

このような中、本町でもコロナ禍前の日常に戻りつつあり、さまざまなイベントも再開され始め、人の往来も活発になってまいりました。新型コロナウイルス感染症に代わって大きな影響を与えている物価高騰への対応につきまして、本町では、これまでも支援策を講じてきたところではございますが、今後も国の動向を見据えながら適切に施策を検討してまいります。また、昨年は、町内で県内初のコウノトリの繁殖が確認されました。今年もコウノトリの飛来が見られ、定着を願うばかりでございます。本町が力を入れている子育て支援の取組とともにPRすることで、本町の住みやすさを発信してまいります。

「世羅町第2次長期総合計画」につきましては、計画終期の令和7年度末まで残り2年となりました。将来像に掲げております「いつまでも住み続けたい日本一のふるさと」の実現に向けて、諸施策を着実に進めてまいります。また、令和8年度を初年度とする次期計画の策定に着手してまいります。

今年10月には、世羅町が合併して20年の節目を迎えます。これまでの歴史を振り返り、町の発展にご尽力いただいた多くの方々へ感謝しつつ、次世代に引き継ぐべく、一層の活性化に努めてまいります。また、町民の皆様とともに明るい将来に向けた次の一步を踏み出すため、合併20周年記念事業に取組み、関連行事を応援してまいります。

新たな試みといたしまして、本町の将来を担う若者に町政への関心を高めてもらい、若者の視点からまちづくりに対する思いや意見等を出し合える場となる「若者

議会」の開催を検討しております。町内の若者が積極的にまちづくりへ参画する機運の醸成、さらには地域づくりを担う人材の育成等につながることを期待しております。

これから、令和6年度において取組む施策につきまして、第2次長期総合計画に掲げました5つの基本目標に沿って、その具体的内容をご説明申し上げます。

第1に「健幸づくり」について申し上げます。

保健・医療の充実に係る施策のうち健康増進対策につきましては、世羅町健康増進計画「健康せら21（第2次）」及び「第3次世羅町食育推進計画」に基づき、ライフステージに応じた事業を展開し、町民一人ひとりの主体的な健康づくり活動を支援・促進してまいります。

疾病予防対策につきましては、疾病の早期発見と検診受診率の向上を図るため、各種健診のきめ細やかな受診勧奨と周知に努めてまいります。また、医療・介護のデータ分析により把握した健康課題に基づき、後期高齢者を対象に保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、疾病予防や重症化予防に取り組んでまいります。

感染症対策につきましては、国の動向をしっかりと把握し、世羅郡医師会との連携のもと、予防接種や検診の実施などにより、予防を促進してまいります。

医療対策につきましては、公立世羅中央病院を核とした地域医療体制を堅持するため、医師確保や施設整備などへの支援を継続してまいります。また、救急相談センターの運用開始により、町民の安心と適正な受診につなげるとともに、救急医療体制の維持に努めてまいります。

少子高齢化への対応に係る施策のうち高齢者保健福祉につきましては、地域包括支援センターを中心に医療・介護・福祉の地域関係団体等の連携による地域包括ケアシステムを推進してまいります。高齢者や認知症等の疾患のある方が、住み慣れた地域社会の中で引き続き安心して生活できるよう、相互に人格と個性を尊重しつつ、支えあいながら共生する社会の実現のため、介護サービスや生活支援サービスの提供体制を整備するとともに、介護予防教室の開催や住民同士が支えあい、地域ぐるみで行う健康づくり等を支援し、全世代が高齢者や疾患のある方への理解を深めるための取組を進めてまいります。また「世羅町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」に基づき、介護保険事業の適正な運営に努めてまいります。

子どもや子育て支援に関する取組につきましては、「世羅町第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づいた支援施策を効果的に展開してまいります。また、こども

基本法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」等を含めた「世羅町こども計画」の策定に向けて、若者や子育ての当事者の意見が反映できるように努めてまいります。

保育所運営につきましては、家庭との緊密な連携のもと、子どもの最善の利益を考慮しつつ、健全な心身の発達を図り、安心して過ごせる生活の場の提供を行うとともに、保護者のニーズに対応するため、私立幼保連携型認定こども園等との連携により、就学前教育・保育の充実に努めてまいります。また、平成23年度から実施している保育料の半額免除を拡充し、3歳未満児の保育料を無償化することで、子育て世帯の経済的負担の更なる軽減を図ってまいります。なお、保育の質の維持と保育施設の適切な運営を図るため、引き続き、将来の保育所の在り方につきまして検討を進めてまいります。

在宅子育て支援及び母子保健事業につきましては、子育て世代包括支援センター「だっこ」を中心に、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な相談支援体制を継続し、家庭状況や児童の発達・特性に応じて適切な地域子育て相談機関へつなぐことにより、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備に努めてまいります。また、子育て情報の配信、子育て支援サービスの実施、健診・訪問や予防接種による母子の健康の保持増進、感染症予防に取り組んでまいります。

児童虐待防止や子どもの貧困対策など、子どもの人権を守る取組につきましては、子ども家庭総合支援拠点において実情の把握及び相談、関係機関との連携を通して、支援の一体性、連続性を確保することにより、児童虐待の未然防止、児童虐待防止の啓発活動、貧困家庭への自立支援を図ってまいります。

放課後児童健全育成事業につきましては、引き続き、小学6年生までの児童が安全・安心に生活できる居場所の確保及び支援の質の向上に努めてまいります。

そのほか、18歳までの子どもの医療費助成をはじめ、引き続き、子育て世帯の経済的負担を軽減するための施策を実施し、子育て世代や次代を担う若者にとって、魅力的な子育て環境となるよう取り組んでまいります。

障害者福祉につきましては、令和5年度に策定いたしました「世羅町第3次障害者基本計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」に基づき、誰もが過ごしやすい社会を実現させるための合理的配慮の提供に努めるとともに、緊急時に支援を行う地域生活支援拠点の推進や、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域において、誰もが自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援に努めてまいります。

第2に「ものづくり」について申し上げます。

産業の振興に係る施策につきましては、本町の基幹産業であります農業の振興において、広島県等の関係機関と連携し、集落法人や認定農業者の確保・育成を図るとともに、経営所得安定対策による飼料用米、WCS用稲等戦略作物を振興してまいります。土地利用型作物の新たな取組として醸造用麦の振興を進めるとともに、アスパラガスやぶどう等振興作物の産地力強化や6次産業化戦略に基づく取組支援、世羅ブランド事業の推進による新たな販路開拓など、より付加価値の高い農業の振興を図ってまいります。また、農業基盤強化法の改正を受け、「地域計画」の策定を進め、農地中間管理事業を有効活用することで、農地の集約化や地域の農業の担い手の確保を図ってまいります。さらに、高齢化や担い手不足に対応するため、引き続き、スマート農業機械等の導入支援を行うとともに、町内の若者はもとより全国から農業をめざす次世代の担い手を募り、持続可能な農業経営のための諸事業を推進してまいります。

中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金及び環境保全型農業直接支払制度につきましては、引き続き、有効活用することで、農地の保全による多面的機能の維持と農業生産活動・集落活動が継続して行われるよう支援するとともに、環境を重視した農業生産への取組を推進してまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、県営事業による圃場の基盤整備並びに広島県や町等の補助事業による農業用施設の整備補修を実施し、農業生産環境の整備を図ってまいります。また、基盤整備事業では、新たな地域の整備に向けた事前調査に取組んでまいります。

鳥獣被害対策につきましては、集落での効果的な鳥獣被害防止対策の研修の場や侵入防止柵の設置・環境整備等による被害防止の取組を支援するとともに、鳥獣被害対策実施隊によるパトロール並びに有害鳥獣解体処理場の活用促進により捕獲活動を推進してまいります。

畜産振興対策につきましては、家畜診療をはじめとした畜産衛生を担う東部家畜診療所運営協議会や畜産収益力強化体制への支援とともに、飼料用米、WCS用稲の生産供給と良質な堆肥の交換などの耕畜連携を促進してまいります。また、周辺環境と調和した畜産経営の確立のための支援につきましても、新たに取組んでまいります。

林業の振興につきましては、ひろしまの森づくり県民税を活用する里山林整備事業及び特認事業などの「ひろしまの森づくり事業」、広島県の補助事業を活用する「松くい虫防除事業」を実施し、豊かな森林資源の活用と森林を守り育てる取組を行っ

てまいります。また、森林環境譲与税を財源とする森林経営管理事業を活用し、除伐や下刈、枝打ち等の施業を行い、森林資源の適切な管理に取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、継続して企業の立地や設備投資に係る支援を行ってまいります。また、運転資金や設備資金の支援として中小企業融資及びマル経融資も含めた利子補給をはじめ、後継者の育成等に資する人材育成事業や持続的な経営基盤確立に向けた小規模企業支援事業等の経営支援及び創業支援につきましても、世羅町商工会・関係機関と連携して取り組んでまいります。また、サテライトオフィス誘致につきましても、お試しオフィスや広島県の補助事業を活用しながら推進してまいります。

観光の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行から1年が経過する中で、情報発信の拠点である道の駅世羅を中心に、花・果樹観光、飲食、宿泊等の観光関連事業者と町が連携し、観光客の呼び戻しや新規客の創出に向け、取り組んでまいります。また、道の駅世羅をはじめ、せらワイナリー等の町有観光施設の魅力や機能の充実を図り、より集客につながる施設としてサポートしてまいります。併せて、情報発信につきましては、町の魅力を町外へ広く知っていただき、集客につながるよう一般社団法人世羅町観光協会と連携し、周知に努めてまいります。インバウンド集客の取組につきましては、全国的にインバウンド客がコロナ禍前へ戻っており、広島空港の台湾便が就航している中で、台湾を中心とした取組を進めてまいります。

第3に「人づくり」について申し上げます。

生涯学習社会の形成に係る施策につきまして、教育の面では、自立・挑戦・創造をスローガンに、「豊かな心を持ち、たくましく未来を拓く」を基本理念といたします。めざす姿である、品格と潤いのある教育を推進するため、総合教育会議の開催等を通じ、教育行政の充実や教育の条件整備などにつきまして、首長と教育委員会が緊密に連携し、協議・調整することにより、教育施策の方向性を共有し、執行してまいります。

学校教育におきましては、特に「授業の充実」という基本を大切にした上で、次の5点を重点として施策を推進してまいります。

1点目は、児童・生徒の学ぶ意欲を育て、確かな学力を育てまいります。そのために、引き続き、学習の基盤的なツールとして日常的・効果的にICTを利活用し、児童・生徒個々の実態に応じた指導方法の工夫や協働的な学びの充実を通じて、児

童・生徒が主体的に目的を持つ学びとなるよう授業改善を進めてまいります。また、不登校等や特別な配慮を必要とする児童・生徒につきましては、個々の実態に応じた声かけ・支援や保護者のニーズを踏まえた適切な指導を行うため、関係機関との連携を強化してまいります。さらに、幼保小・小中高連携を充実させ、組織的・計画的な指導・支援を推進してまいります。

2点目は、夢や志を育む教育活動を進め、豊かな心を育ててまいります。発達段階に応じたさまざまな体験活動を通して、道徳教育を充実させ、生徒指導との一体化を図ってまいります。読書活動につきましては、読書の習慣化や学校図書館の活用を促進するため、関係機関等と連動して取組んでまいります。また、地域に根差した特色ある学校文化の創造・継承を図るとともに、コミュニティ・スクールを活用し、児童・生徒が主体となって、地域のために自ら行動を生起させる防災意識の更なる向上を図ってまいります。

3点目は、健康づくりや体力づくりを進め、たくましく健やかな体を育ててまいります。その根幹をなす、安心・安全でおいしい学校給食を提供するため、学校給食センターの再編整備と食育の推進を図ってまいります。また、円滑な部活動地域移行を図るため、引き続き、関係機関等と一体となった取組を推進してまいります。

4点目は、郷土への誇りと国際感覚を持った人材を育ててまいります。創意工夫のある「ふるさと学習」を実施し、さまざまな体験学習を通して郷土愛を育むとともに、キャリア教育の充実に努めてまいります。また、児童・生徒の英語力向上支援や中学生海外研修の充実を図り、国際理解教育を推進してまいります。

5点目は、教職員の力を最大限に発揮できる環境を整備してまいります。教職員がワーク・ライフ・マネジメントの意識を持ち、自ら健康管理を意識した働き方をすることなど、仕事と生活の調和に努めてまいります。また、ストレスチェックシート等を活用した労働安全衛生管理の徹底を図ってまいります。

社会教育におきましては、「全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現」を基本とし、次の4点を重点として施策を推進してまいります。

1点目は、豊かな知性を育む社会教育活動を推進してまいります。中学生・高校生等が企画・立案した事業をサポートしながら、実現していく住民参画型事業の実施や55才以上の方の企画・立案による世羅チャレンジ大学の運営支援など、町民の主体的な活動を促進してまいります。また、「世羅町子供の読書活動推進計画(第三次)」に基づき、学校や家庭と連携し、幼少期から本に親しみ読書習慣を形成する取組を進めてまいります。併せて、日常生活のさまざまな場面における本の活用方法を講座等で紹介することを通して、「暮らしの中に本がある」環境づくりに努めてまいり

ます。

2点目は、文化・芸術の振興と文化財の保護・活用を図ってまいります。日々の生活にゆとりや潤いを与えることができるよう、美術展や文化公演などを開催し、優れた文化・芸術に親しむ機会を提供するとともに、町民ギャラリーやホールを活用した町民の主体的な文化活動を支援してまいります。また、数多くの未指定文化財の調査を年次計画的に進め、大田庄歴史館などを活用してその成果を公開・発表することにより、文化財保護意識の醸成に努めてまいります。

3点目は、関係団体との連携のもとにスポーツと体力づくりを推進してまいります。さわやかスポーツ教室の開催をはじめ、誰もが気軽に一緒に行える生涯スポーツの普及に取り組むことで、町民のスポーツ参加を促進してまいります。中学校の部活動地域移行を見据え、指導者育成の取組を進めるとともにスポーツ施設のリニューアルについて検討を始めてまいります。また、世羅町スポーツ協会などのスポーツ関係団体の活動支援や駅伝をはじめとする競技スポーツの振興に取り組んでまいります。

4点目は、家庭・地域の教育力の向上を図ってまいります。コロナ禍を経て、学校・保育所等のPTAや保護者会の活動にも変化が起きていることを踏まえ、研修会の在り方や連携の形を検討し、効果的な支援となるように努めてまいります。また、引き続き、放課後子供教室の拡充に取り組みながら、地域住民参画による運営を支援することにより、地域の教育力の向上を図ってまいります。

地域生涯学習の推進につきましては、コロナ禍で活動が停滞していた団体等へ活動再開の働きかけや講師の紹介等を行うことで、自治センターを拠点とする各地区住民や団体等の主体的な学習活動の支援に取り組んでまいります。

共に生きる地域社会の確立に係る施策につきましては、差別のない、人権が真に尊重される社会の実現をめざし、「世羅町人権教育・人権啓発推進指針」に基づき、人権教育・人権啓発の推進を図るとともに、各関係機関・団体と連携した広報紙活用による人権啓発、人権相談所の開設や人権研修会の開催などに取り組んでまいります。また、令和6年度までの5年間を計画期間とする「第3次はんぶんこプラン」～世羅町男女共同参画行動計画～につきましては、コロナ禍において取組が計画どおり進んでいない状況を鑑み、現行計画の期間延長と今後の施策展開を検討してまいります。

第4に「安全安心づくり」について申し上げます。

地域を支える基盤の整備に係る施策につきましては、高速大容量通信の基盤である光ファイバ網を活用し、引き続き、デジタル技術を用いた地域課題の解決や地域活性化の実現のための諸施策を実施してまいります。また、町公式「LINE」による各種情報発信の充実、高齢者等を対象としたスマートフォン教室の開催、マイナンバーカードの利便性向上を進めてまいります。さらに、自主放送番組制作業務の受託者との連携により、自主放送番組の質の向上を図ってまいります。

本町の道路網は国道、県道及び町道が基幹道路として、また、町民の日常生活に欠かせない生活道として機能しており、これらの道路について継続的な整備を行ってまいります。

広島中央フライトロードの整備促進につきましては、広島県及び島根県16市町で構成する整備推進協議会により、国及び広島県などの関係機関に強く働きかけてまいります。また、国県道の改良につきましては、早期完成に向けて関係市町との連携を維持し、国及び広島県などの関係機関に一層の整備促進を働きかけてまいります。町道改良につきましては、事業継続路線の早期完成をめざすとともに、新たに3路線の工事、1路線の設計業務に着手することにより、安全で快適な地域生活道路の早期整備・充実を図ってまいります。

町道の維持管理につきましては、橋梁やトンネルの長寿命化を図るなど、道路利用者の安全性の確保に努めてまいります。また、地域ぐるみで草刈り作業を実施していただいている団体等が、持続的に活動できるよう支援を継続してまいります。

都市拠点への居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、コンパクト+ネットワーク型都市実現化の方策を示すため、「世羅町立地適正化計画」を策定してまいります。

生活基盤整備に係る施策のうち、上水道事業につきましては、令和5年4月から広島県水道広域連合企業団世羅事務所に事業継承し、企業団世羅事務所が事業推進に取り組んでおります。これまで同様、将来にわたり安全・安心・良質な水の提供を適切な料金で安定供給する水道システムを構築するため、引き続き、広島県水道広域連合企業団と連携してまいります。併せて、上水道区域外での生活用水を確保するため、引き続き、ボーリング等の工事に対する一部補助を行ってまいります。

公共下水道事業につきましては、施設の適正な維持管理を行うとともに、計画区域内の管路工事を実施し、公共用水域の保全に努めてまいります。併せて、供用を開始した地区におきましては、公共下水道への加入を促進してまいります。現認可計画の終了にあたり、区域の最終調整及び次期計画については、ニーズ調査を行う中で検討してまいります。また、農業集落排水事業につきましては、令和6年4月よ

り公営企業法を適用し、公営企業会計としての運用を開始いたします。

火葬場につきましては、火葬業務を適正に行うとともに、計画的な施設の維持管理に努めてまいります。

移住定住施策につきましては、空き家等の利活用の視点からも、引き続き、空き家・空き地バンク制度を中心とした包括的かつ丁寧な相談対応に努めるとともに、関係人口の創出・拡大の取組を推進してまいります。また、空き家等の有効活用及び移住定住の取組に柔軟に対応することで一層の推進をめざし、空き家・空き地バンクの運營業務の民間委託を検討してまいります。

生活の安全の確保に係る施策につきましては、円滑な避難情報の発信と適切な避難を促すため、令和5年度に更新いたしましたハザードマップなどにより防災知識の普及啓発や、自主防災組織の活動支援など防災意識の高揚を図り、命を守る行動につなげてまいります。また、消防活動につきましては、出動報告のデジタル化など団員の負担軽減と効率化を図ることで、より活動しやすい環境整備に取組み、世羅消防署及び世羅町消防団との連携を深め、失火火災の抑制をはじめとする減災体制の強化に努めてまいります。交通安全・防犯の対策につきましては、引き続き、世羅郡交通安全協会、世羅郡防犯組合連合会及び世羅警察署等と連携するとともに、更に悪質で巧妙化する特殊詐欺等から特に被害の多い高齢者を守るため、防犯機能付き電話機等の購入補助制度を継続し、被害を起こさせない取組を進めてまいります。

消費者行政につきましては、被害に遭わないための情報発信と効果的な啓発活動に努めてまいります。また、町民の安全と安心を確保するための相談業務を継続して行ってまいります。

循環型社会の形成に係る施策につきましては、令和5年度に策定いたしました「世羅町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、可燃ごみ、不燃系ごみ、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するとともに、ごみの減量化やリサイクルなどの数値目標の達成に向けた取組を推進してまいります。また、粗大ごみの拠点収集など、ごみ出し環境の維持に努めてまいります。さらに、公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の設置及び維持管理への支援を継続してまいります。

総合的な環境の保全に係る施策につきましては、令和5年度に策定いたしました「第4次脱温暖化せらのまちづくりプラン」に基づき、環境意識の醸成に資する情報発信等に努めるとともに、LED照明器具等への買替や再生可能エネルギー導入の促進を図るなど、脱温暖化に向けた取組を積極的に推進してまいります。また、公害防止対策につきましては、長年にわたる宇津戸臭気問題の解決を図ることはもと

より、その他地域の良好な環境の確保に向けて的確な指導等に努めてまいります。併せて、「世羅町バイオマス産業都市構想」による地域のバイオマス資源の活用に取り組んでまいります。

町民の居住環境の質の向上を図るとともに、三世代家族の形成による家族の絆の再生等を目的とした住宅リフォームに対する補助を継続してまいります。

公共交通につきましては、地域交通に関する各種の取組を更に促進していくことを目的に「地域公共交通計画」を策定するとともに、公共交通ネットワークの形成と維持を図るため、せらまちタクシーの運行の見直しを進めてまいります。

第5に「地域づくり」について申し上げます。

協働のまちづくりの推進につきましては、人口減少や高齢化に加え、3年にわたったコロナ禍の影響は大きく、住民参画のまちづくり活動の停滞や次世代を担う人材不足は予想より速いスピードで進んでおり、大きな課題となっております。コロナ禍前の活動に戻せるよう地域としっかり連携を図る一方で、地域間での連携も進めてまいります。また、地域課題の解決や地域資源の活用などにつきましては、地域おこし協力隊と力を合わせて取組むとともに、研修会等の開催を積極的に行い、人材育成に取り組んでまいります。

ふるさと納税を活用した取組として令和4年度に創設した元気な地域づくり応援事業につきましては、地域活性化、魅力あるまちづくりをめざした取組が着実に実施されており、引き続き、令和7年度に向けたプロジェクトの募集に取り組んでまいります。

地域活動の拠点施設である自治センターにつきましては、13地区の住民自治組織が指定管理を適切に行えるよう助言及び支援するとともに、建物の老朽化や土砂災害警戒区域に位置することが課題となっている黒川自治センターについて、既存の施設の活用を軸に検討を図ってまいります。

以上、第2次長期総合計画に掲げました5つの基本目標に沿って、令和6年度の施策の概要を申し上げます。

これらの施策を計上いたしました令和6年度当初予算案は、一般会計が124億3,200万円、特別会計が4会計で50億4,016万円、企業会計が1会計で5億2,593万円でございます。

今回も、厳しい状況での予算編成となりましたが、限られた経営資源を効果的に

活用し、効率的な予算執行に努めることで、持続可能で、より良いまちづくりに向け、全力で取り組んでまいる所存です。

議員各位におかれましては、提出いたしました議案につきまして慎重審議をいただきまして、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

なお、予算概要につきましては、財政課長から説明させ、提案説明とさせていただきます。

令和6年3月1日

世羅町長 奥田正和

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） それでは別冊、令和6年度予算の概要1ページをお開きください。

令和6年度予算の概要

1 一般会計の概要

令和6年度当初予算案総額は、12,432,000千円でございます。

前年度当初予算額と比較いたしまして710,500千円、6.1%の増加となりました。

予算編成にあたりましては予算規模縮減に努めているところではございますが、人件費や扶助費等の増加、物価高騰の影響、学校給食センター整備事業等による普通建設事業費の増加等が主な増加要因となりました。

（1）歳入

町税につきましては、1,852,547千円を計上いたしました。内訳は、町民税578,969千円、固定資産税1,105,529千円、軽自動車税79,423千円、町たばこ税88,386千円、入湯税240千円でございます。

国税として徴収され、地方公共団体に譲与される地方譲与税につきましては、219,110千円を計上いたしました。

県税として徴収され、市町に配分される県税交付金につきましては、利子割交付金702千円、配当割交付金9,252千円、株式等譲渡所得割交付金9,596千円、法人事業税交付金37,163千円、地方消費税交付金392,370千円、ゴルフ場利用税交付金6,059千円、環境性能割交付金29,721千円を計上いたしました。

国の政策によって生じる地方公共団体の一般財源不足を補てんするため、国が特例的に交付する地方特例交付金につきましては、63,317千円を計上い

たしました。

地方交付税につきましては、4,770,000千円を計上いたしました。前年度当初予算額と比較いたしまして120,000千円、2.6%の増加を見込んでおります。内訳は、普通交付税4,500,000千円、特別交付税270,000千円でございます。

道路交通法に定める反則金を財源として、道路交通安全施設の設置・管理経費に充てるため、国が地方公共団体に交付する交通安全対策特別交付金は、2,433千円を計上いたしました。

国県支出金につきましては、国庫支出金1,026,810千円、県支出金1,130,511千円を計上いたしました。

町債は、合併特例事業744,500千円をはじめとして12件総額1,584,300千円を計上いたしました。なお、臨時財政対策債は16,800千円を計上いたしました。

その他の収入につきましては、分担金及び負担金118,489千円、使用料及び手数料117,142千円、財産収入56,675千円、寄附金60,001千円、繰入金657,924千円、繰越金100,000千円、諸収入187,878千円を計上いたしました。

(2) 歳出

1 款 議会費

142,750千円を計上いたしました。事業内容につきましては、議会運営、議場の音響設備等改修でございます。

2 款 総務費

1,600,290千円を計上いたしました。主な事業内容につきましては、本庁舎・支所等の維持管理、広報せら作成、次期長期総合計画等の策定、交通対策、IT管理、自治振興、自治センターの維持管理、移住・定住促進、町長・町議会議員選挙等でございます。

3 款 民生費

2,458,616千円を計上いたしました。主な事業内容につきましては、世羅町社会福祉協議会補助金、せらたすき一券、自立支援給付費・児童手当等の扶助、町立保育所の管理運営、放課後児童クラブをはじめとした在宅子育て支援等でございます。

4 款 衛生費

2,085,761千円を計上いたしました。主な事業内容につきましては、各

種健診、浄化槽設置等に係る補助金、ごみ収集・運搬・処理、子育て世代包括支援、広島県水道広域連合企業団負担金、公害対策、世羅中央病院企業団負担金、福祉医療等でございます。

5 款 労働費

10,000 千円を計上いたしました。

6 款 農林水産業費

1,095,969 千円を計上いたしました。主な事業内容につきましては、農業委員会運営、農林業振興等に係る補助金、有害鳥獣被害対策、県営事業負担金、地籍調査、農業公園管理、林業振興等でございます。

7 款 商工費

302,459 千円を計上いたしました。主な事業内容につきましては、商工業の活力向上支援、世羅町商工会補助金、観光施設の維持管理、観光振興、世羅町観光協会補助金等でございます。

8 款 土木費

1,176,374 千円を計上いたしました。主な事業内容につきましては、県道・町道・河川の維持管理、町道改良工事、立地適正化計画の策定、公共下水道事業会計繰出金、町営住宅の維持管理、住宅リフォーム補助金等でございます。

9 款 消防費

543,364 千円を計上いたしました。主な事業内容につきましては、世羅町消防団の運営及び消防車両購入、防災行政無線の維持管理、三原市への消防事務委託等でございます。

10 款 教育費

1,639,167 千円を計上いたしました。主な事業内容につきましては、町立小中学校の維持管理、児童・生徒の教育振興、社会教育活動の推進、図書館運営、スポーツ・体力づくりの推進、学校給食センター整備等でございます。

11 款 災害復旧費

8 千円を計上いたしました。

12 款 公債費

1,347,241 千円を計上いたしました。公債費は、これまでの長期借入金に係る償還元金及び利子でございます。

13 款 諸支出金

1 千円を計上いたしました。

14 款 予備費

30,000 千円を計上いたしました。

2 特別会計の概要

各特別会計の令和6年度当初予算案総額は、次のとおりでございます。

なお、農業集落排水事業特別会計につきましては、令和6年度より公営企業法を適用し、公営企業会計となるため、特別会計は4会計となります。

(1) 国民健康保険事業特別会計

予算案総額は、1,834,996 千円でございます。主な事業内容につきましては、保険給付、広島県への納付金、人間ドック等の疾病予防事業等でございます。

(2) 後期高齢者医療制度特別会計

予算案総額は、658,077 千円でございます。主な事業内容につきましては、広島県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

(3) 介護保険事業特別会計

予算案総額は、2,537,677 千円でございます。主な事業内容につきましては、要介護認定、保険給付、介護予防事業等でございます。

(4) 介護サービス事業特別会計

予算案総額は、9,412 千円でございます。主な事業内容につきましては、介護予防ケアプランの作成でございます。

3 公営企業会計の概要

公営企業会計の令和6年度当初予算案総額は、次のとおりでございます。

なお、農業集落排水事業につきましては、公共下水道事業会計に統合いたします。

(1) 公共下水道事業会計

予算案総額は、525,930 千円でございます。主な事業内容につきましては、公共下水道施設の維持管理及び管路埋設工事、農業集落排水施設の維持管理でございます。

以上、令和6年度当初予算案につきまして、その概要を申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（米重典子） これをもって、令和6年度 施政方針と予算の概要についての説明を終わります。

日程第13 議案第11号 辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 議案13ページをお開きください。

議案第11号

辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る総合整備計画を策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、町議会の議決を求める。

令和6年3月1日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

辺地対策事業債を活用したまちづくりの推進を図るため、上安田辺地に係る総合整備計画を策定することについて町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 提案いただきました辺地にかかる総合計画の策定について1億1500万、決して安くはない高額な金額の辺地を借りるような計画であります。先ほど企画課長が提案いたしました辺地債による財政的な財源を確保するというのと今の過疎債を利用する、この2点についてどれくらいの差が生じるのかご説明をいただきたいのと、たとえばこの計画、今、辺地計画しておりますけれども、これが変更になった場合、とりやめになった場合に辺地計画に対するペナルティ、こういったものが発生するのか、この点も併せてお伺いいたします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長(米重典子) 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) それではまず辺地債、それから過疎債で事業を行った場合の差額につきまして答弁をさせていただきます。

まずこの事業費全体で計算をさせていただきますが、事業費5年間で1億1500万円に対しまして、起債の充当率、活用できる金額は100%でございますので、辺地債は1億1500万円、過疎債も同様で1億1500万円となります。そのうち辺地債につきましては交付税措置が80%でございますので、1億1500万円の80%といたしまして、5年間で9200万円。辺地債につきましては交付税措置80%を見込んで9200万円の基準財政需要額の計上ということになります。

それから過疎債につきましては1億1500万円、5年間の事業費に対しまして交付税措置が70%ございます。これをかけますと、基準財政需要額に算入される額が8050万円、辺地債と過疎債の差額、基準財政需要額に算入される交付税措置額の差額につきましては、1億1500万円ということで、交付税措置の10%の差額部分が計算されることになっております。よって財源上は辺地債のほうが有利という形で考えておるところでございます。

○企画課長(升旗真路) 議長。

○議長(米重典子) 企画課長。

○企画課長(升旗真路) この総合整備計画に辺地の関係で充てないとペナルティがあるのかというご質問でございました。これにつきましては、毎年この辺地、言ってみれば世羅町の周辺部において何か事業するところであって、こういった有利な起債が使えないかというところをきちっと加味したうえで、しっかりと財政課と協議をさせていただいたなかで、この辺地で使える部分があれば進めていくという状況でございます。議員ご指摘のこれにかけなければ何かペナルティがあるのかというのは、たとえこの事業をなくしたとしてもペナルティが発生することはございません。

○1番(高橋公時) 議長。

○議長(米重典子) 1番 高橋公時議員。

○1番(高橋公時) 財政課長にもう一度お伺いしますが、この9200万円、80%の辺地の利用と過疎債の70%の利用、これ満額ざっとでこういう計算されておりますけれども、地方交付税の算定に至っては、世羅町に関しても限度額あると思いますので、満額まるまる査定されるとは思いませんが、この9200万、8050万、9200万の辺地を借りた場合に満額でない、どの程度が一般財源の持ち出しになるのかお伺いいたします。

○財政課長(矢崎克生) 議長。

○議長(米重典子) 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) お答えいたします。この1億1500万円につきましては5年間の総額でございますので、平均しますと、2300万円程度1年あたり2300万円程度となりますが、勿論毎年2300万円ということではなくて、年度によって増減は大きく変わったりすることがございます。そうしたなかで、あくまで想定されるのは、測量設計、それから用地買収、それから工作物等の移転補償、そして最終的に工事費という形になってまいります。基本的にはほぼすべて起債の対象となりますので、おおよそこの事業費のほとんどが辺地債の対象と見込んでいるところでございます。原則的に起債につきましては、10万円未満の端数は起債ができないということがございますので、そういった端数の部分の一般財源というのは生じてくると考えておるところでございます。

○1番(高橋公時) 議長。

○議長(米重典子) 1番 高橋公時議員。

○1番(高橋公時) もう一度お伺いしますが、私の理解が不十分なのか、1億1500万のうち、たとえば80%の辺地を借りるとすれば、先ほど9200万が対象とると。辺地で満額借りるのはわかりますけれども、対象が9200万とおっしゃいましたけれども、世羅町に還元される地方交付税に対してはたぶん満額ずっとこういったパーセンテージでならん、テンが決まっておると思うんです。ですから、たとえば1億1500万の内、今、9200万であれば、2300万は結局は一般財源がいるということでございます。しかしながらこれ以上に前回の答弁で言いましたら、たぶん9200万まるまるでなくて、たぶん7000万とか6500万くらいが最終的なところで国からの今の補填にはなろうが、それ以外のところはやはり毎年度、毎年度の辺地の天井があるわけですから、一般財源の持ち出しが2300万じゃなくて、3500万か4000万近くなるのではないかというところでお尋ねをしております。

○財政課長(矢崎克生) 議長。

○議長(米重典子) 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) すみません。答弁まちがっていた部分は申し訳ありませんでした。県を通じて、起債につきましては県を通じて国のほうへ要望をかけてまいります。毎年度起債の種類によりましては国がその年度年度で計画している起債の枠というものが全国ベースでございます。そういったものを超えた場合、全国で集約して要望額が超えた場合には、そういった要望額の減額等が発生する場合もございます。辺地につきましては、過疎よりもかなり少ない額で、町としては要望し

ているところでございます。基本的にあまり過疎と比べまして辺地のほうはそこま
で減額という国の枠の関係によってですね、辺地債減額されるというようなことは
最近においては発生してないと思われまます。ちなみに先ほど議員おっしゃられまし
たとおり1億1500万の事業費に対し起債を100%で、交付税措置80%で9200万あ
りますので、実質的な町の負担というのは2300万程度、その後の元利償還金で自
己負担が生じてくるというふうな計算はしておるところでございます。

○6番(田原賢司) (挙手)

○議長(米重典子) 6番 田原賢司議員。

○6番(田原賢司) 全協で説明を受けたので、総額1億1500万全額使うという
話しではないわけなんです、道路をこの地域で考えたときにですね、たとえば今
の持ち出し分の差額とかで、たとえば地域地域で土地の価格そのものも非常に低い
地域があると。該当地区もそうだろうと思うんです。場合によってはたとえば休耕
田をまるごと買って、道路の法線は通らんにしても、たとえば制限速度から言っ
ても地区によっては20キロとか、30キロ未満の非常に緩やかに駆けるところであ
ればですね、ある程度拡幅ができればそれでよしとする地域もあるのではないかと
思います。全線を改良するするというのは昔ながらのスタイルなんです、それはあ
くまで人口密集地とか、たとえば地域外の方がですね、集落間の道で一定速度で駆
ける道路についてはその改良のやり方もありかなと思います。ただ現状でこれから
人口が減っていく。いつまで改良した道路がですね、使われるかわからないとい
う危惧が多々あります。昔、中山間総合整備事業でやった道路の中にもなかなか活
用されてない道路が、私が担当した地域でも現実発生しているような状況です。た
だ狭隘な道路が発生しているという現状は直視しなければいけないので、ある程
度そこは創意工夫で起債の制度はあるわけなんです、逆に言えば、単純に一般財
源でも現状、地域地域によっては非常に安価にできるところがあるのではないかと
。そういった声をですね、若干この間で集まりの中で聞いたので、そういった発
想ができないものかというのを私は提案したいと思います。

○建設課長(福本宏道) 議長。

○議長(米重典子) 建設課長。

○建設課長(福本宏道) お答えいたします。道路事業を行ううえで、設計基準
というものがございます。道路の場合では道路構造令、これに基づいて一定の区
間を改良するというものがございます。今回の宝谷線につきましては3種5級、
設計速度20キロというもので、令和4年度に概略設計を行っております。当
該地区につきましては山側の地形が急峻なため、谷側、田んぼ側に盛土、工
事間流用によって

発生した盛土を搬入することによって拡幅することとしております。議員おっしゃいますように、小区間の改良ですね、効果がある箇所もあろうかと思えます。今回挙げております宝谷線につきましては要望に基づき、全線の改良を実施した場合の事業費というものを計上しているものでございます。しかしながら実施にあたりましては、その事業区間の決定、また構造といったものもですね、費用対効果が上がるよう工夫して実施したいというふうに考えているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○1番（高橋公時） （挙手）

▼【高橋議員：「反対討論です。」】

○議長（米重典子） まず本案に対する反対討論の発言を許します。

1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） それでは議案第11号 辺地にかかる総合整備計画策定についての反対の討論をいたします。

この辺地にかかる総合整備計画の前身であります地域要望が全協でも聞いたとおり平成27年、私も議員になる前の年だったと思えますけれども、一度議会で採択をされておると。直近で言えば令和4年9月、このときに現議会、この議会でも採択はされております。しかしながらそのときの産業建設委員長の委員長報告では、委員の議論においては町道宝谷線の事業費はいくらかというお尋ねがあったと思えますけれども、このことに具体的な事業費は計上しないとわからないと執行部より説明がありました。今回、この事業に関して1億1500万円辺地債を利用して全線480mを改良するという辺地総合計画であります。皆さん2月26日、町道認定の現場を見た際に、帰りに宝谷線に寄っていただきまして、現地を見ていただいたところであります。勿論人家も2軒ほどございます。そこまでは全線480mのうち約半分、240mくらいまでは人家がありますがそれより先は無人であります。町のほうで提案してございましたこうした委員会においても各委員からかなりの宝谷線については意見が出ておると伺っております。全線の整備ということではなく、もう一度議会に対して改めてこの提案をしていただきたいと。全くするなということではありません。先ほどの影響も聞きましたが、辺地に対する影響もないということですので、再度執行部のほうでこの線について吟味をしていただきまして、この議会に

再度提案いただきたいと思ひまして、反対討論といたします。

○議長（米重典子） 次に賛成討論の発言を許します。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 賛成の討論を行います。この道路については、ずっと前から関係者の強い要望で過疎計画に載って関係者は強く希望した道路であります。先ほど来の発言では一部分を改良すればというような発言ですが、400mを一部分をやったのでは十分な交通の便利を図っていくということにならないというのと、やはりこの状況については、先ほど建設課長も触れておりましたが、行き止まりとかいう道路ではなしに、循環をする道路ですから、しかも全協の中でも申し上げたように、交通事故も何度か発生をする、一定に通過車両も通る道でありますので、最低限の改良をする必要があるというように思いますし、先ほど高橋議員も言われておりましたが、令和4年9月に一部反対の意見はありましたが、採択をされております。

関係者は1日にも早い改良を望んで長く不便を忍んできた道路であります。1日も早く早期に改良を進めるべきであると考えているところであり、この道路の改良によって集落の、町道から集落を通過して、そして集落道を通り、周ることができる道でもあります。是非とも議員の皆さんの理解をいただいて、事業の早期完了をされることを願ひ賛成討論といたします。

○議長（米重典子） 次に反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

起立少数 であります。

したがって、議案第11号 辺地に係る総合整備計画の策定については否決されました。

日程第14 議案第12号 福山市と世羅町との間における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 議案 14 ページをお開きください。

議案第 12 号

福山市と世羅町との間における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
変更について

福山市と世羅町との間における連携中枢都市圏形成に係る連携協約を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び第 3 項並びに第 4 項の規定により、町議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

竹原市の備後圏域連携中枢都市圏への加盟に当たり福山市と協議を行い、福山市と世羅町が締結した連携協約を変更することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これを持って討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 12 号 福山市と世羅町との間における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更については原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。再開は 2 時 40 分といたします。

休 憩 14時23分
再 開 14時40分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

この際、日程第15 議案第13号 せら農業公園（ファーマーズマーケットを除く）の指定管理者の選定についてから日程第23 議案第21号 世羅町ふれあい市場（せらにし特産品センター）の指定管理者の選定についての「9件」について関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） 議案16ページをお開きください。

議案第13号

せら農業公園（ファーマーズマーケットを除く）の指定管理者の選定について

世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年世羅町条例第26号）第3条の規定により、せら農業公園（ファーマーズマーケットを除く）の指定管理者を選定することについて、別紙のとおり提出する。

令和6年3月1日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

せら農業公園（ファーマーズマーケットを除く）の指定管理者に株式会社セラアグリパークを選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

続きまして18ページ。

議案第14号

世羅町権現山農村公園の指定管理者の選定について

世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年世羅町条例第26号）第3条の規定により、世羅町権現山農村公園の指定管理者を選定する

ことについて、別紙のとおり提出する。

令和6年3月1日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

世羅町権現山農村公園の指定管理者に株式会社セラアグリパークを選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

続きまして20ページ。

議案第15号

広島県立せら県民公園の指定管理者の選定について

世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年世羅町条例第26号）第3条の規定により、広島県立せら県民公園の指定管理者を選定することについて、別紙のとおり提出する。

令和6年3月1日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

広島県立せら県民公園の指定管理者に株式会社セラアグリパークを選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

続きまして22ページ。

議案第16号

せら農業公園ファーマーズマーケットの指定管理者の選定について

世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年世羅町条例第26号）第3条の規定により、せら農業公園ファーマーズマーケットの指定管理者を選定することについて、別紙のとおり提出する。

令和6年3月1日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

せら農業公園ファーマーズマーケットの指定管理者に協同組合夢高原市場を選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

続きまして24ページ。

議案第17号

道の駅世羅の指定管理者の選定について

世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年世羅町条例第26号）第3条の規定により、道の駅世羅の指定管理者を選定することについて、別紙のとおり提出する。

令和6年3月1日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

道の駅世羅の指定管理者に一般社団法人世羅町観光協会を選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

続きまして26ページ。

議案第18号

せら香遊ランドの指定管理者の選定について

世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年世羅町条例第26号）第3条の規定により、せら香遊ランドの指定管理者を選定することについて、別紙のとおり提出する。

令和6年3月1日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

せら香遊ランドの指定管理者に有限会社ジャパングリーンサービスを選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定

により、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

続きまして 28 ページ。

議案第 19 号

甲山総合交流ターミナルの指定管理者の選定について

世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年世羅町条例第 26 号）第 3 条の規定により、甲山総合交流ターミナルの指定管理者を選定することについて、別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

甲山総合交流ターミナルの指定管理者に協同組合甲山いきいき村を選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

続きまして 30 ページ。

議案第 20 号

世羅町ふれあい市場（大見ふれあい市場）の指定管理者の選定について

世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年世羅町条例第 26 号）第 3 条の規定により、世羅町ふれあい市場（大見ふれあい市場）の指定管理者を選定することについて、別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

世羅町ふれあい市場（大見ふれあい市場）の指定管理者に大見ふれあい市場企業組合を選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

続きまして 32 ページ。

議案第 21 号

世羅町ふれあい市場（せらにし特産品センター）の指定管理者の選定について

世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年世羅町条例第 26 号）第 3 条の規定により、世羅町ふれあい市場（せらにし特産品センター）の指定管理者を選定することについて、別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

世羅町ふれあい市場（せらにし特産品センター）の指定管理者に特産品センターかめりあを選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第 13 号 せら農業公園（ファーマーズマーケットを除く）の指定管理者の選定について 討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 13 号 せら農業公園（ファーマーズマーケットを除く）の指定管理者の選定については原案のとおり可決されました。

▼【高橋議員：「議長、当事者がおってもいいんですか。関係ないんですか。」】

○議長(米重典子) 事務局から説明させます。

○事務局長(黒木康範) 議長。

○議長(米重典子) 事務局長。

○事務局長(黒木康範) それでは議長から説明をということでございますので、説明させていただきます。

議員におかれましては除斥扱い、議長におかれましても除斥の対象となります。これは採決の側ということでございます。説明員として代表等が除斥ということではございません。

○議長(米重典子) よろしいでしょうか。

▼【「はい」】

これより討論に入ります。

議案第 14 号 世羅町権現山農村公園の指定管理者の選定について 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終決いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 14 号 世羅町権現山農村公園の指定管理者の選定については原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 15 号 広島県立せら県民公園の指定管理者の選定について 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終決いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 15 号 広島県立せら県民公園の指定管理者の選定について

は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 16 号 せら農業公園ファーマーズマーケットの指定管理者の選定について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 16 号 せら農業公園ファーマーズマーケットの指定管理者の選定については原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 17 号 道の駅世羅の指定管理者の選定について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 17 号 道の駅世羅の指定管理者の選定については原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 18 号 せら香遊ランドの指定管理者の選定について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 18 号 せら香遊ランドの指定管理者の選定については原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 19 号 甲山総合交流ターミナルの指定管理者の選定について 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 19 号 甲山総合交流ターミナルの指定管理者の選定については原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 20 号 世羅町ふれあい市場（大見ふれあい市場）の指定管理者の選定について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 20 号 世羅町ふれあい市場（大見ふれあい市場）の指定管理者の選定については原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 21 号 世羅町ふれあい市場（せらにし特産品センター）の指定管理者の選定について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 21 号 世羅町ふれあい市場（せらにし特産品センター）の指定管理者の選定については原案のとおり可決されました。

日程第 24 議案第 22 号 財産の無償譲渡について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○商工観光課長(山口 徹) 議長。

○議長(米重典子) 商工観光課長。

○商工観光課長(山口 徹) 議案 34 ページをお開きください。

議案第 22 号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、別紙のとおり財産を無償で譲渡することについて、町議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

農産物及び加工品の流通販売のために利用している西大田ふれあい市場の土地及び建物について、四季園にしおた企業組合に無償譲渡をしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番(矢山 武) (挙手)

○議長(米重典子) 4 番 矢山 武議員。

○4 番(矢山 武) 財産の無償譲渡をするということですが、公の施設で相当長期にわたって利用されてきたわけですが、全然条件を付けずに無償で譲渡をするというのはどうかというように思うわけですが、一定に現状の事業を継続をするということではあるかと思うんですがその点と、それと何年頃でしたかね、駐車場を広げる、狭いので広げてほしいということで工事をやったと思うんですが、その工

事について土地代も一定にかかっていると思うんですが、工事費等はどのようになっているか併せてお尋ねします。

○商工観光課長(山口 徹) 議長。

○議長(米重典子) 商工観光課長。

○商工観光課長(山口 徹) お答えいたします。今回譲渡するにあたりまして、条件等でございますが、議員ご指摘のようにこの施設は、産直市を中心に、管理運営をさせていただいております。無償譲渡後も向こう10年間におきましてはこの産直市の機能は維持していただくという条件で無償譲渡するようにしておりますので、これはいきなりほかのものになるというようなことは考えておりませんし、より発展的に施設が民間の力で整っていければというふうに考えておるところでございます。

またもう1点ご質問いただきました過去に行いました駐車場の拡張でございますが、ご指摘のようにですね、要望に基づいて町のほうで拡張工事を行ったというのは私も認識しておるところでございますが、その当時の工事費につきましては把握できておりませんので、大変申し訳ないところでございますが、今回はいろんな要望もあるなかで無償の譲渡をして、自らやっただくということをお願いしてこのたびの提案になったところでございます。

○議長(米重典子) ほかに質疑はありませんか。

○1番(高橋公時) 議長。

○議長(米重典子) 1番 高橋公時議員。

○1番(高橋公時) 無償譲渡に至っては前回の議会におきましてもこの指定管理の延長というものを5年計画されていたものを議会のほうで3年でなんとか目途をつけて事業者に対して産直市等のさらなる継続をしていただくか、譲渡をいただくかということをお迫ってくださいという提案もしたところであります。早速この西大田ふれあい市場がこういった感じで譲渡を受けてくださり、これから事業を進めていくわけでございます。全協でも提案がありましたように一定の運営継続に向けた町の補助、これは1回こっきりではありますけれども、1600万程度出るように聞いております。しかしですよ、これ町長にお伺いしたい。世羅町の今の観光を見るうえで、やはり東の玄関口は道の駅世羅と非常に来場者が多い所ではありますが、フライトロードを利用した今度は西の玄関口、これは四季園にしおおたが担っていくように私は思っております。しっかり無償譲渡をしたと言うだけでなく、より一層地域の団体、これ地域で経営されていくと思っておりますので、サポートを長い目で町のほうもバックアップしていただきたいと思いますけれども町長、その辺の考え

をお伺いしたいと思います。

○町長(奥田正和) 議長。

○議長(米重典子) 町長。

○町長(奥田正和) 議員おっしゃっていただくようにですね、ちょうど国道に面した立地的にも良い場所でございますが、ちょっと入口に難がございます、危険だということで、現状では入口と出口を分けておられます。しかしながら交通量が多いときにはかなり危険な状況も見受けられます。

世羅町の核となる産直市の、皆さんで頑張っていたいでいる産直市でございます、いろんな方がご利用いただき、また生産者のほうもそちらのほうにしっかり提供されてます。ちょっと中のほうは手狭な部分があるというのも聞きますし、今言われたようにトイレがかなり奥にあって、衛生的でもないということで、トイレがどうにかならないかと。特に玄関口というところがトイレが必要であるということで、やはり大人数が来られた、特にバス等で来られた場合には、大変なことになっているんだということでございました。世羅町も手放したからと言って投げしておくわけじゃありませんので、しっかりですね、こういった農業振興という面とそういった四季園そのものの発展を願いながら、いろいろと連携も取っていきたいと考えております。実は先ほど出ましたように、駐車場を造るときから無償譲渡の話につながるようにいろいろやってきたんですが、コロナ禍をどうしても運営が厳しかったというところは代表の方も言われておまして、今回ちょうどですね、そういうきっかけ、ちょうどこの更新がくるというときをひとつの切りとしてということの前々から言っていたんですけれども、今回ちょうどそのときと重なったということでございます。是非ですね、しっかりご利用、またご指導もいただけるような形で、議員からも言っていただくようにしっかり頑張っていければと思います。

○議長(米重典子) ほかに質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 22 号 財産の無償譲渡については原案のとおり可決されました。

日程第 25 議案第 23 号 世羅町ふれあい市場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○商工観光課長(山口 徹) 議長。

○議長(米重典子) 商工観光課長。

○商工観光課長(山口 徹) それでは議案 36 ページをお開きください。

議案第 23 号

世羅町ふれあい市場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

世羅町ふれあい市場設置及び管理に関する条例(平成 16 年世羅町条例第 112 号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

西大田ふれあい市場の譲渡に伴い、世羅町ふれあい市場設置及び管理に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 23 号 世羅町ふれあい市場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

この際、日程第 26 議案第 24 号 せら香遊ランド設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例から日程第 30 議案第 28 号 世羅町甲山農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の「5 件」について関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○商工観光課長(山口 徹) 議長。

○議長(米重典子) 商工観光課長。

○商工観光課長(山口 徹) それでは議案 38 ページをお開きください。

議案第 24 号

せら香遊ランド設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

せら香遊ランド設置及び管理に関する条例(平成 16 年世羅町条例第 130 号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

宿泊にかかる利用料を弾力化させるとともに、施設・備品等の位置付けを整理するため、せら香遊ランド設置及び管理に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

続きまして議案 41 ページ。

議案第 25 号

せらにし青少年旅行村いこいの広場等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

せらにし青少年旅行村いこいの広場等設置及び管理に関する条例(平成 16 年世羅町条例第 131 号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

宿泊にかかる利用料を弾力化するとともに、施設・備品等の位置付けを整理す

るため、せらにし青少年旅行村いこいの広場等設置及び管理に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

続きまして議案 44 ページ。

議案第 26 号

八田原グリーンパーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八田原グリーンパーク設置及び管理に関する条例(平成 16 年世羅町条例第 134 号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出するものでございます。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

宿泊等にかかる利用料を弾力化させるとともに、施設・備品等の位置付けを整理するため、八田原グリーンパーク設置及び管理に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

続きまして議案 47 ページ。

議案第 27 号

世羅の宿ひがし設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

世羅の宿ひがし設置及び管理に関する条例(平成 26 年世羅町条例第 18 号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

宿泊にかかる利用料を弾力化させるため、世羅の宿ひがし設置及び管理に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

続きまして議案 49 ページ。

議案第 28 号

世羅町甲山農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

世羅町甲山農村環境改善センター設置及び管理に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 123 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

設備・備品等の位置付けを整理するため、世羅町甲山農村環境改善センター設置及び管理に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

○7 番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員。

○7 番（藤井照憲） この使用料の改正の部分で指定管理者、または行政にしる自由な料金設定ができて、そのなかで選択的な経営ができると、こういう部分ではですね、この改正はいいかなと、このように思うわけです。しかし公の施設という大前提があるわけなんです。公の施設を事業者、指定管理者等の事業者が自由設定するなかで本来の公用性が確保できるかどうか、ここを担保する必要があると思うんですよ。この担保する考え方というのを伺います。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えいたします。ご指摘はもつともだと思えます。そういったところを担当課としても考えまして、やはり設定をそのなかでいくら自由にできると言っても設定していただく場合はですね、町のほうと協議が当然、必要というふうには考えておりますので、その辺はむやみに高額な金額になって公性が失われるということがないようにしっかり協議をいただいて進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○7 番（藤井照憲） 議長。

○議長(米重典子) 7番 藤井照憲議員。

○7番(藤井照憲) 具体的な区分設定の料金については町と協議する際に行政が口ばしをはさむ。この考え方の大きな部分が今の町が協議の中で決めてしまうとなったら、せっかく以内という、以内だったらどうぞやってくださいといった部分が確保されなくなる。公の施設の担保はもっと別なところにあっていいんじゃないかと思うんですけど。と言いますのは、使用料を自由に上げてくださいと。しかし利用する方のアンケートとか、モニタリングとかやってこの額は高すぎる、施設の老朽化等に比べたらですね、利用しがたい。こういったものがあって、それを業者と詰めていくというようなシステムにしないと、いきなりまた以内というせっかくいい自由競争の営業の枠を与えておいて、じゃあ、協議するときはまた縛ってしまうと、これではだめだと思うんです。やはり自由競争の中でどういう成果が出たかというところを町がちゃんとモニタリングして、モニタリングの結果、これでは町として公の施設の管理にはあなたは向いてない、こういった指導するべきだと思うんですがいかがでしょうか。

○商工観光課長(山口 徹) 議長。

○議長(米重典子) 商工観光課長。

○商工観光課長(山口 徹) 協議するというのは、協議というのがものすごく締め付けたようなイメージに、答弁になったかと思いますが、協議をいただいて、相談をいただいたなかで、町も知らないうちに変更になっていたというようなことはないようにしていきたいというのがまずひとつでございます。もっともご指摘のとおりだと思います。いわゆる民間事業者さんにおかれましては、指定管理で入られている、管理されている事業者さんですね、やはりむやみに上げれば誰も来なくなる。当然下げれば利益は減る。その辺のことは十分考えられて設定されるというふうには思っております。ですからアンケートを必ずしなさいとか、モニタリングを取ってそれを報告しなさいというところまでは強制はできないと思いますが、当然そういったところは自ら市場調査と言いますか、そういった状況は確認されながら設定されるものというふうにご考えておりますので、相談されるなかでですね、ご指摘いただきましたそういった方向性については私ども今回のご質問で受け止めさせていただきますので、今後具体的な動きとしましてはそういった相談があるなかで、その辺はしっかり指導してまいりたいと思っております。

○議長(米重典子) ほかに質疑はありませんか。

○1番(高橋公時) 議長。

○議長(米重典子) 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 私のほうからは今回この提案に至った経緯というものを1点お伺いしたいと思います。このすべてにおいて、前回もそうですけれども、金額をこれもう5年くらい前からですかね、ダイナミックプライシングと言いまして、週末、ウィークデイ、需要と供給にあわせて、たとえば例で言いますと、ホテルなんかは休前日は1泊2万円としましょう、そのかわり日月、月火となると半額以下になったり、このような現象がもう全国的に起こっており、このダイナミックプライシング、需用があるところに対しては高く、そうでない日程に対しては低くと、柔軟に民間では設定できるようになっておると。これを今回こういった公の施設においても町は提案をして、事業者と相談をして一定の金額までは上げると。そのなかの以内で事業者によってたとえばゴールデンウィークはもうちょっと高く設定してもいいよと、ここまで。ウィークデイは減らしてもいいよといった柔軟性を持たせるための提案なのか。目的と意図。そういったところは町はどのように考えてこうした提案をしているのか。また全協のとき同僚議員からも質問があったかと思いますが、たとえば温泉施設等の入浴に関しては、他市町においてはたとえばマイナंबर、免許証を出せば町民割引といったような格好で差をつけているような事業体、自治体もたくさんあります。こういった取扱等も今後事業者に対して提案していくような話はあるのか。そういったところも踏まえてご答弁いただきたいと思えます。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） まず今回の上限を上げて設定して、自由な設定ができるという形に改正したいという目的意図でございますが、これまさに今、ご指摘いただきました民間でこれがもうかなり頻繁に行われているというのは私どものほうもいろんなものを見るなかで、まさにそういう時代なんだなというのを感じたことがございまして、今年度になりまして。そのなかで、中で協議するなかでやはりある程度上限も幅を持って上げれるような形を造ってですね、そういうことによって、先ほど言いましたが繁忙期にはある程度の収入がしっかり得られる。また逆にですね、閑散期にはぐっと下げることができる。そうすることによって集客も見込めるのではないかとといったようなところをひとつのねらいとしてそれによって今、指定管理を受けられている観光施設の事業者さんについても安定した経営ができ、それが先ほども申しましたが今後へつながっていくという形も見えるのではないかとこのことを鑑みて今回使用料の改正を行いたいというふうに考えているところでございます。

また温泉施設の料金のございますが、確かに他の地域で町民については、金額が高いときに町民は割引になるというような制度があるというのはお聞きしております。そういったものにつきましては今回温泉につきましては使用料を改正しておりません。全協で私のほう、説明不足のところがあったと思いますが、この周りをですね、少し確認してみたところですね、今の温泉の料金で言いますと、尾道あたりも温泉がございますが、700円、800円で施設的にはお風呂の数がもっと何個もある。サウナもしっかりしている。ご存じのように施設自体もまだ新しい。そういったような新しいそういった大きな施設ですら700円、800円、1000円までというような金額でございます。そういったところ見ますとですね、香遊ランドにおきましてはある程度年数も経っておりますし、規模的にも、そういうところを見ますと、今の金額は妥当ではないかというふうに考えておりますので、将来的にはいろんなことが考えられると思いますが、今はそういった形で料金は据え置いていくというふうに考えております。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私からただいま提案させていただいている案件、一括提案でございますので、全般に関わった話にもなろうかと思えます。大きく要約したこのたびの提案要旨につきましてご説明を申し上げたいと思えます。

いずれの施設につきましても施設を造成したときに定めた設置管理条例がそのまま脈々と続いてきております。平成の半ばに指定管理者制度を導入いたしましたが、その後もそのまま条例が継続されており、現在のいわゆる情勢においてのかい離と言いますか、差というものが顕著になってきた状況でございます。議員ご指摘のようにダイナミックプライシング、特に宿泊施設、行楽施設については月から金の状況といわゆるウィークエンドの状況は大きくその利用料金が差が付けられているという状況の中で、実態にそぐわない部分と、条例の料金表につきましては現在の指定管理者が行われますサービスに対してのその対価が追いつかないというようなどころもございました。今となっては形骸化した内容が非常に多いということで、このたび点検等を行い、全てを網羅というところまではまだ至ってないと思えますけれども、その状況について実態に即した形に変えていきたいということで提案をさせていただいておるところでもございます。併せて備品につきましても施設を造成した際は、行政の備品でございましたけれども、現在につきましては行政が備品を用意せず、指定管理者がすべてを用意されてそのサービスを提供されておる実態がございます。したがって現存しない備品等についても整理を行う。これ

は指定管理施設に関わったことではなく、直営施設もこのたび提案をさせていただいておりますが、状況に合わせた改正を提案をし、皆様方にご審議をいただきたいというところがございます。

入湯料等につきましてはしっかりした対価を示して、利用いただくなかで、それが町民の皆様方、町内に還元できる方法はどういった形があるのか、そういったところのご指摘をいただいた部分でもございます。手数料等の審議会に諮問をさせていただきながら決定をしていくところもございますので、このたびいただいたご指摘については課題としてお受け取りをさせていただきまして、しっかりと検証、取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第 24 号 せら香遊ランド設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 でございます。

したがって、議案第 24 号 せら香遊ランド設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 25 号 せらにし青少年旅行村いこいの広場等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 25 号 せらにし青少年旅行村いこいの広場等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 26 号 八田原グリーンパーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 26 号 八田原グリーンパーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 27 号 世羅の宿ひがし設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 27 号 世羅の宿ひがし設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 28 号 世羅町甲山農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 28 号 世羅町甲山農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は 4 時 05 分いたします。

休 憩 1 5 時 4 8 分

再 開 1 6 時 0 5 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 31 議案第 29 号 世羅町監査委員条例の一部を改正する条例を議題いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議案 52 頁をお開きください。

議案第 29 号

世羅町監査委員条例の一部を改正する条例

世羅町監査委員条例（平成 16 年世羅町条例第 20 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の施行に伴い、規定の整備を行うため、世羅町監査委員条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 29 号 世羅町監査委員条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 32 議案第 30 号 世羅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議案 54 ページをお開きください。

議案第 30 号

世羅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

世羅町職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 33 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の公布に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当支給に関して、世羅町職員の育児休業等に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

(「なし」の声あり)

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 30 号 世羅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 33 議案第 31 号 世羅町議会議員及び世羅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長

○総務課長（広山幸治） 議案 56 ページをお開きください。

議案第 31 号

世羅町議会議員及び世羅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

世羅町議会議員及び世羅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 3 年世羅町条例第 1 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

公職選挙法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 16 号）の公布により、世羅町議会議員及び世羅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 31 号 世羅町議会議員及び世羅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 34 議案第 32 号 世羅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長(広山幸治) 議長。

○議長(米重典子) 総務課長。

○総務課長(広山幸治) 議案 58 ページをお開きください。

議案第 32 号

世羅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

世羅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成 16 年世羅町条例第 143 号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

消防団員の報酬等の基準の策定等について(消防庁長官通知・消防地第 171 号)により消防団員の出勤報酬の標準額が国から示されたことに伴い、世羅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 32 号 世羅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 は 原案のとおり可決されました。

日程第 35 議案第 33 号 世羅町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町民課長(道添 毅) 議長。

○議長(米重典子) 町民課長。

○町民課長(道添 毅) 議案 60 ページをお開きください。

議案第 33 号

世羅町手数料条例の一部を改正する条例

世羅町手数料条例(平成 16 年世羅町条例第 54 号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

町民の利便性向上及び負担軽減等を目的として、個人番号カードを利用したコンビニ交付サービス等による証明書の交付手数料を減額するため、世羅町手数料条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○1 番(高橋公時) 議長。

○議長(米重典子) 1番 高橋公時議員。

○1番(高橋公時) 今回のこの手数料条例の一部改正についての目的をお尋ねいたします。窓口、下で取りましたら300円と、コンビニ交付サービスであれば100円引いて200円、また450円のところは、戸籍は350円と100円値引くと。これコンビニ交付1枚に際して、1枚というか、手数料をコンビニ側にも払わなければならない。じゃあ、200円いただいたとしてもいくらかはコンビニ手数料を払う。ということであればあまり残りませんよね。

併せて世羅町はコンビニ交付される際はマイナンバーカードが必要になってくるかと思えますけれども、課長、苦い思い出ありますが、23市町中どべということで、これ以上下はないということではりきってマイナンバーの普及に努められて、12位まで上がったということを知っております。82%ですかね。こうしたサービスを使ってコンビニで発行する際、利益を考えておるのか、利便性を重視しておるのか、その点について改正に関わる町の考え方をお伺いいたします。

○町民課長(道添 毅) 議長。

○議長(米重典子) 町民課長。

○町民課長(道添 毅) お答えいたします。この目的につきましては提案理由のほうでも申し上げましたとおり、町民の利便性の向上及び負担軽減といったところが一番の目的でございます。利益というよりもやはりこの町民の利便性をいかに向上をさせていくか。そのためのひとつの方策としてマイナンバーカード、これをより一層活用していただいております。町民の利便性向上につなげていくものでございます。特に窓口は年度末、3月が非常に窓口が混雑する時期となっております。通常コンビニ交付サービス等利用されて、取得できる証明書等は、コンビニ等においては恐らく2分から3分程度で取得ができます。これが非常に混雑した、そういう時期に窓口にお出でになられるとですね、長ければ30分くらいお待ちいただくということがございます。こうしたことができるだけ回避をしていきたい。そういう簡単に取得できること。それから窓口でなければ交付できない。そういう方。その辺がきちっとすみ分けができるように、マイナンバーカードでこの証明書等を交付していただくということを周知するだけではなくて、実際に利用された場合100円お安いですよといったところも含めてそうしたところへつなげてまいりたいと考えております。

○議長(米重典子) ほかに質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 33 号 世羅町手数料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

ここで時間延長をしておきます。

時間延長 16時30分

日程第 36 議案第 34 号 世羅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 議案 62 ページをお開きください。

議案第 34 号

世羅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

世羅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年世羅町条例第 28 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 67 号）及び母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 86 号）が公布されたことに伴い、世羅町特定教育・保育施

設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 34 号 世羅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 37 議案第 35 号 世羅町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○福祉課長(小林英美) 議長。

○議長(米重典子) 福祉課長。

○福祉課長(小林英美) 議案 64 ページをお開きください。

議案第 35 号

世羅町介護保険条例の一部を改正する条例

世羅町介護保険条例(平成 16 年世羅町条例第 102 号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

第 9 期世羅町介護保険事業計画の策定により介護保険料率を変更するため、世羅

町介護保険条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 35 号 世羅町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

皆さんにお諮りいたします。

ここから 4 件一括議題になっておりますが、このまま進めてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声]

それではこのまま進めさせていただきます。

この際、日程第 38 議案第 36 号 世羅町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例から日程第 41 議案第 39 号 世羅町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 の「4 件」について関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○福祉課長(小林英美) 議長。

○議長(米重典子) 福祉課長。

○福祉課長(小林英美) 議案 66 ページをお開きください。

議案第 36 号

世羅町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

世羅町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 29 年世羅町条例第 24 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 38 号）の一部改正に伴い、世羅町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

続きまして議案 71 ページをお開きください。

議案第 37 号

世羅町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

世羅町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成 24 年世羅町条例第 26 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）の改正に伴い、世羅町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

続きまして議案 83 ページをお開きください。

議案第 38 号

世羅町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方

法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

世羅町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成 27 年世羅町条例第 5 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）の一部改正に伴い、世羅町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

続きまして議案 88 ページをお開きください。

議案第 39 号

世羅町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

世羅町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成 24 年世羅町条例第 27 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）の改正に伴い、世羅町介護保険法に基づく指定

地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第 36 号 世羅町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 36 号 世羅町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 37 号 世羅町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 37 号 世羅町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例は原案のとおり可決されまし

た。

これより討論に入ります。

議案第 38 号 世羅町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 38 号 世羅町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 39 号 世羅町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これを持って討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 39 号 世羅町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

この際、日程第 42 議案第 40 号 世羅町スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例から日程第 43 議案第 41 号 世羅町自治センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の「2 件」について関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○社会教育課長(荻田静香) 議長。

○議長(米重典子) 社会教育課長。

○社会教育課長(荻田静香) 議案 94 ページをお開きください。

議案第 40 号

世羅町スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例

世羅町スポーツ施設設置条例(平成 16 年世羅町条例第 81 号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

スポーツ施設を指定管理区域とすることに伴い、世羅町スポーツ施設設置条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○企画課長(升行真路) 議長。

○議長(米重典子) 企画課長。

○企画課長(升行真路) 議案 97 ページをお開きください。

議案第 41 号

世羅町自治センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

世羅町自治センター設置及び管理に関する条例(平成 20 年世羅町条例第 1 号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

山福田自治センターの新築移転に伴う位置の変更及び同一敷地内となるスポーツ施設を指定管理区域とすることに伴い、世羅町自治センター設置及び管理に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第 40 号 世羅町スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 40 号 世羅町スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 41 号 世羅町自治センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 41 号 世羅町自治センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 44 議案第 42 号 世羅町コミュニティ施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 議案 101 ページをお開きください。

議案第 42 号

世羅町コミュニティ施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

世羅町コミュニティ施設設置及び管理に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 111 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

世羅町コミュニティ施設の売却に伴い、世羅町コミュニティ施設設置及び管理に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第 42 号 世羅町コミュニティ施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 45 議案第 43 号 世羅町森林環境譲与税基金条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

- 産業振興課長（垣内賢司） 議長。
- 議長（米重典子） 産業振興課長。
- 産業振興課長（垣内賢司） 議案 103 ページをお開きください。

議案第 43 号

世羅町森林環境譲与税基金条例の一部を改正する条例

世羅町森林環境譲与税基金条例（令和元年世羅町条例第 30 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

経営管理権集積計画を基に実施した保育に要した経費相当分を、経営管理実施権者の木材販売の収益から控除し、経営管理実施権者から収受を行うようにするため、世羅町森林環境譲与税基金条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 43 号 世羅町森林環境譲与税基金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 46 議案第 44 号 世羅町建設事業分担金の徴収についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

- 産業振興課長（垣内賢司） 議長。
- 議長（米重典子） 産業振興課長。
- 産業振興課長（垣内賢司） 議案 105 ページをお開きください。

議案第 44 号

世羅町建設事業分担金の徴収について

世羅町建設事業分担金徴収条例（平成 16 年世羅町条例第 136 号）第 5 条の規定に基づき、令和 6 年度における建設事業について、分担金を徴収する事業及び徴収する分担金の額を別表のとおり定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

令和 6 年度施行の建設事業について、世羅町建設事業分担金徴収条例により、分担金を徴収する事業及び徴収すべき分担金の額を定めるため、町議会の議決を求めるものでございます。

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 44 号 世羅町建設事業分担金の徴収については原案のとおり可決されました。

この際、日程第 47 議案第 45 号 令和 6 年度世羅町一般会計予算 から 日程第 52 議案第 50 号 令和 6 年度世羅町公共下水道事業会計予算 までの「6 件」を一括議題といたします。

お諮りいたします。議案第 45 号 令和 6 年度世羅町一般会計予算から議案第 50

号 令和 6 年度世羅町公共下水道事業会計予算までの「6 件」については、委員会
条例第 5 条の規定により「11 名の委員」で構成する「予算審査特別委員会」を設置
し、これに付託して審査することにしたいと思えます。これに、ご異議ありません
か。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号 令和 6 年度世羅町一般会計予算 から 議案第 50 号 令和
6 年度世羅町公共下水道事業会計予算 までの 「6 件」については、「11 名の委
員」で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託することに決定され
ました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条
例第 7 条第 4 項の規定により、

1 番	高橋公時議員	2 番	上羽場幸男議員	3 番	上本 剛議員
4 番	矢山 武議員	5 番	向谷伸二議員	6 番	田原賢司議員
7 番	藤井照憲議員	8 番	松尾陽子議員	9 番	徳光義昭議員
10 番	久保正道議員	11 番	山田睦浩議員		

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました「11 名の議員」を予算審査特別委員会の
委員に選任することに決定しました。

なお、本日本会議終了後、この場所において、委員会条例第 9 条第 1 項の規定に
より、予算審査特別委員会を招集しますので、委員長、副委員長の選任をお願いし
ます。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで「散会」いたします。

なお、次回の本会議は、3 月 5 日 午前 9 時 00 分から、「開会」いたしますの
で、ご参集願います。

(起立・礼)

散 会 17 時 50 分